

# 上田地域広域連合 広域計画

令和5(2023)年度  
▼  
令和9(2027)年度

上田地域広域連合



# 目次

## 広域計画の策定にあたり

1 はじめに	1
2 上田地域の概要	1
3 上田地域広域連合の沿革	2
4 広域計画について	3
5 上田地域の将来像	4

## 広域計画の項目

1 上田地域の広域行政の推進に関する事	5
2 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	8
3 広域的な観光振興に関する事	10
4 調査研究に関する事	14
5 消防に関する事	16
6 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事	22
7 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	25
8 ふるさと基金事業に関する事	28
9 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	31
10 介護相談員派遣事業に関する事	36
11 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	38
12 地域医療対策事業に関する事	42
13 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事	46
14 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	49
15 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事	53
16 斎場の設置、管理及び運営に関する事	56
17 広域計画の期間及び改定に関する事	59

附属資料	60
------	----

# 広域計画の策定にあたり

## 1 はじめに

上田地域は、自然に恵まれた山紫水明の地である上田盆地を中心に、古代においては東山道が、江戸時代にあつては北国街道や中山道が通過するなど、古くから交通の要衝でした。また、信越線の開通とともに養蚕業が栄えた地域です。現在は、上信越自動車道や北陸新幹線など、上田地域と首都圏、地方都市を結ぶ高速交通基盤が整備されています。

上田地域を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢社会や高度情報化社会、国際化の進展、環境問題、感染症対策などにより大きく変化しています。このような状況において、市町村では「地方版総合戦略」に基づき、人口減少対策や地域社会の維持・活性化に向けた取組が進められています。

上田地域広域連合は、広域にわたって処理することが効率的な事務を処理しながら、地域の一体的な発展を目指して取り組んできました。今後も、関係市町村と相互に連携を図りながら、上田地域の将来を見据えた振興・発展を目指します。

## 2 上田地域の概要

上田地域は、長野県の東部に位置する5市町村（上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町）で構成されています。周囲は佐久、諏訪、松本、長野の4つの地域に隣接するほか、一部が群馬県に接しています。県全体の約7%にあたる面積を有し、北は菅平高原や湯の丸高原、南は美ヶ原高原などの高原や山々に囲まれ、地域の中央を千曲川が東西に流れています。人口は県全体の約10%を占めています。

気候は、昼と夜の気温較差が大きい典型的な内陸性気候で、年間平均降水量は約900mm前後と、全国でも有数の寡雨地帯です。

産業は、自動車関連や電気機械、一般機械器具などの工業が中心で、製造品出荷額等は県下の約14%を占めています（経済産業省「令和元年工業統計調査」）。農業は、標高差などの自然条件やバイオ技術、三大都市圏の近郊という立地条件を生かし、付加価値の高い野菜、果樹、花きなどの農産物の供給基地として発展しています。また、「千曲川ワインバレー（東地区）」の特区認定を受け、ワインに関する産業も根付いてきました。農業の新たな付加価値を創出する6次産業化が進められています。

交通網は、上信越自動車道、北陸新幹線、一般国道18号が地域の東西を横断し、その他国道、県道などが地域内外を結んでいます。

面積、人口、世帯数

(単位：km<sup>2</sup>、人、戸)

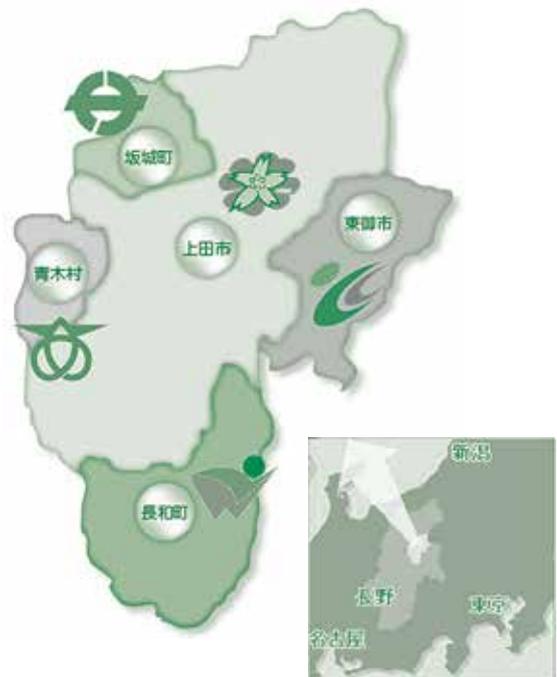
市町村名	面積	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		人口	世帯数								
上田市	552.04	155,323	64,243	154,201	64,511	154,055	64,296	153,145	64,823	152,188	65,348
東御市	112.37	29,561	11,244	29,417	11,346	30,122	11,260	29,847	11,295	29,674	11,410
青木村	57.10	4,154	1,543	4,128	1,528	4,121	1,553	4,094	1,539	4,013	1,536
長和町	183.86	5,847	2,383	5,711	2,361	5,600	2,318	5,535	2,319	5,458	2,313
坂城町	53.64	14,470	5,588	14,310	5,645	14,004	5,461	13,681	5,392	13,530	5,438
上田地域計	959.01	209,355	85,001	207,767	85,391	207,902	84,888	206,302	85,368	204,863	86,045
長野県	13,561.56	2,063,865	824,314	2,049,653	829,516	2,048,011	832,097	2,033,357	836,821	2,020,870	844,211

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和4年1月1日現在）  
 人口、世帯数：長野県「毎月人口異動調査」（各年10月1日現在）

### 3 上田地域広域連合の沿革

平成10年4月、長野県下で初となる、9市町村（当時）で組織する「上田地域広域連合」を設立しました。その後、平成16年4月の東御市、北御牧村の合併による東御市の誕生、平成17年10月の長門町、和田村の合併による長和町の誕生、平成18年3月の上田市、丸子町、真田町、武石村の合併による新生上田市の誕生を経て、上田地域広域連合を組織する市町村は5市町村となっています。

上田地域では、従来から市町村間の連携による取組が定着しており、広域的な事務を処理している上田地域広域連合の果たす役割は依然として大きな状況です。一方、平成23年7月に「上田地域定住自立圏形成協定」が締結され、上田市を中心市として、各市町村間で連携した取組が進められています。上田地域広域連合は、両制度の特徴や利点を生かしつつ、役割を分担して、連携しながら地域の振興・発展を目指します。



## 4

## 広域計画について

広域計画は、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合と関係市町村が適切に役割を分担し、広域的な事務を機能的に進めていくための指針となるものです。

新たな広域計画は、上田地域を取り巻く社会情勢の変化を反映させた計画としました。前広域計画の内容について検証・見直しを行い、全体で17の項目を掲げています。

また、全世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、広域計画の各項目とSDGsとの関連付けを行い、誰一人取り残さない、持続可能なまちづくりに努めることとしています。

広域計画の項目		関係市町村				
		上田市	東御市	青木村	長和町	坂城町
1	上田地域の広域行政の推進に関すること	○	○	○	○	○
2	広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	○	○	○	○	○
3	広域的な観光振興に関すること	○	○	○	○	
4	調査研究に関すること	○	○	○	○	○
	1 広域的な保健福祉の推進	○	○	○	○	
	2 広域的なごみ処理の推進	○	○	○	○	
	3 その他広域にわたる重要な課題	○	○	○	○	○
5	消防に関すること	○	○	○	○	
6	上田創造館の設置、管理及び運営に関すること	○	○	○	○	
7	図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	○	○	○	○	○
8	ふるさと基金事業に関すること	○	○	○	○	
9	介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	○	○	○	○	
10	介護相談員派遣事業に関すること	○	○	○	○	
11	障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	○	○	○	○	
12	地域医療対策事業に関すること	○	○	○	○	
13	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること	○	○	○	○	
14	ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	○	○	○	○	
15	ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること	○	○	○	○	
16	斎場の設置、管理及び運営に関すること	○	○	○	○	
17	広域計画の期間及び改定に関すること	○	○	○	○	○

5

上田地域の将来像

人口減少・少子高齢社会に対応した保健福祉や地域医療対策、消防やごみ処理などの社会生活基盤に対する様々な課題への取組など、広域的な課題に対応するために、長期的な視野に立った地域の将来像が求められています。

上田地域広域連合は、地域の一体的な発展を目指すため、上田地域の将来像を次のとおり定め、5つの柱を中心として、その実現を目指します。

将来像

自然・文化・人のハーモニー  
「参加と連携」の活力ある地域をめざして

5つの柱

- 快適で安全な環境とうるおいのある地域づくり
- 健康で生きがいとやすらぎのある地域づくり
- 個性豊かな人と文化を育む生涯学習の地域づくり
- 地域に根ざした産業と活力ある地域づくり
- 参加と連携で一体的に発展する開かれた地域づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1

## 上田地域の広域行政の推進に関すること



## 経緯

- 昭和46年7月、県による「広域市町村圏」の設定を受けて、上田市、丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、青木村の8市町村（当時）により「上小地域広域行政事務組合」を設立しました。
- 平成3年4月、一部事務組合の統合による「上田地域広域行政事務組合」（上記市町村と坂城町により組織）が発足、平成10年4月には長野県下で初となる、広域連合制度による「上田地域広域連合」を設立しました。
- 国は、平成21年3月末に「広域行政圏計画策定要綱」、「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、同年4月、新たな広域行政圏施策として「定住自立圏構想<sup>※1</sup>推進要綱」を施行しました。上田地域では、平成23年2月に上田市が「上田地域定住自立圏」の中心市宣言を行い、同年7月に上田市と東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町との間で「定住自立圏形成協定」が締結されました（平成24年10月には群馬県嬭恋村も協定を締結）。その後、「上田地域定住自立圏共生ビジョン」が策定され、これまで各市町村間で連携した取組が進められています。
- 地域が進む道筋を示す指針として策定した「上小地域ふるさと市町村圏計画」で示していた地域の将来像については、平成24年度の計画期間終了後も継承していくこととし、広域計画の中に位置付けました。
- 平成6年9月、「地方拠点都市地域」の指定を受け、「上小地方拠点都市地域基本計画」を策定し、主にハード事業を中心に魅力ある地域づくりに努めてきましたが、定住自立圏や地方創生事業などによる取組が進められていることから、平成29年度以降は計画の延長・改定は行わないこととしました。

※1 定住自立圏構想…地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、国が全国的な見地から推進している施策です。この構想に基づき、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域を「定住自立圏」といいます。

## 上田地域の広域行政に関する経緯

年 月	内 容
昭和46年 7月	上小地域が「広域市町村圏」に設定される。
9月	「上小地域広域行政事務組合」を設立する。
平成 元年 6月	上小地域が「ふるさと市町村圏」の選定を受ける。
平成 2年 4月	「上小地域ふるさと市町村圏計画」の策定
平成 3年 4月	「上田地域広域行政事務組合」が発足する。
平成 6年 9月	上小地域が「地方拠点都市地域」に指定される。
平成10年 4月	「上田地域広域連合」を設立する。
12月	「第一次上田地域広域連合広域計画」の策定（平成10年度～平成14年度）
平成14年10月	「第二次上田地域広域連合広域計画」の策定（平成15年度～平成19年度）
平成19年10月	「第三次上田地域広域連合広域計画」の策定（平成20年度～平成24年度）
平成21年 3月	「広域行政圏計画策定要綱」、「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止（国）
4月	「定住自立圏構想推進要綱」の施行（国）
平成23年 2月	上田市が「上田地域定住自立圏」の中心市宣言を行う。
7月	上田市と周辺市町村が「上田地域定住自立圏形成協定」を締結する。
12月	「第1次上田地域定住自立圏共生ビジョン」の策定（平成24年度～平成28年度）
平成25年 2月	「第四次上田地域広域連合広域計画」の策定（平成25年度～平成29年度）
3月	「上小地域ふるさと市町村圏計画」の廃止
平成29年 3月	「第2次上田地域定住自立圏共生ビジョン」の策定（平成29年度～令和3年度）
平成30年 2月	「第五次上田地域広域連合広域計画」の策定（平成30年度～令和4年度）
令和 4年 3月	「第3次上田地域定住自立圏共生ビジョン」の策定（令和4年度～令和8年度）
令和 5年 2月	「第六次上田地域広域連合広域計画」の策定（令和5年度～令和9年度）

## 現状と課題

### 1 地域を取り巻く環境の変化

- ・上信越自動車道の整備、北陸新幹線の開業延伸など、高速交通基盤の整備が進みました。また、インターネットやSNSなどの情報通信手段の急速な発展・普及により、住民の日常生活や社会活動の範囲は、市町村の枠を越えて広域化しています。
- ・人口減少・少子高齢社会の進展にともなう社会構造の変化や、地域活力の低下により多様化・高度化する課題に対応するため、広域行政の必要性が高まっています。

### 2 定住自立圏との連携

上田市と周辺6市町村で形成される「定住自立圏」は、広域連合と同様に広域的な仕組みであることから、それぞれの特徴を生かし、役割分担・調整を図りながら連携・協調を行っていく必要があります。

## 今後の方針

### 1 地域の一体的な発展に向けて

- ・上田地域広域連合と関係市町村は、適切に役割を分担しながら連携を図り、資源循環型施設の建設、地域医療の再生、広域的な観光振興など、地域の一体的な発展に向けた様々な取組を進めます。
- ・住民や関係団体との協働や、大学などの教育機関との連携を図りながら、活力ある地域づくりに取り組みます。

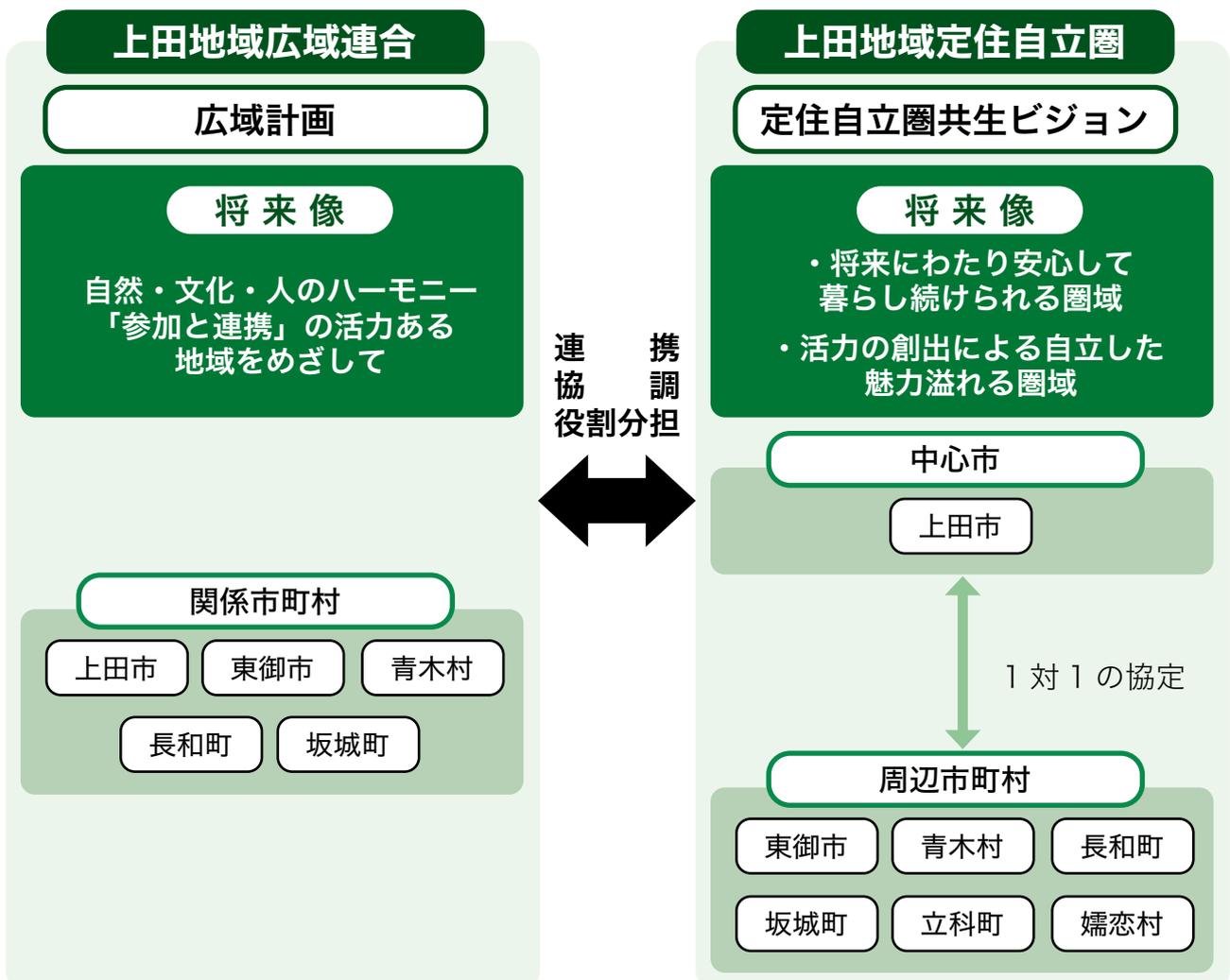
### 2 定住自立圏との連携

広域連合と定住自立圏は、どちらも上田地域の発展に必要な広域行政の仕組みであることから、今後も役割分担による連携・協調に努めます。

## 施策

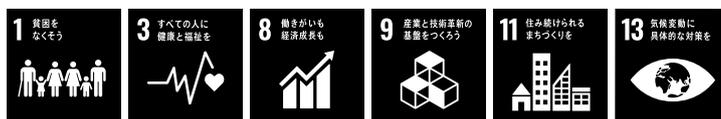
上田地域広域連合と関係市町村は、上田地域の将来像の実現に向け、国や県との連携・協調を図りながら、広域的な振興施策を推進し、地域の一体的な発展を目指します。

## 広域連合と定住自立圏



# 2

## 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 経緯

- 上信越自動車道や北陸新幹線など、上田地域と首都圏、地方都市を結ぶ高速交通基盤が整備されました。一方、地域内の生活や流通などの関連道路については、より利便性の高いものとなるよう、さらなる整備が求められています。
- 上田地域 30 分（サンマル）交通圏構想<sup>※1</sup>により、上田地域内の各地から最寄りの高速道路インターチェンジや新幹線上田駅までのアクセス道路などの整備が進められています。
- 北関東圏と中部圏を結ぶ上信自動車道や、上田・諏訪間を結ぶ上田諏訪連絡道路、松本・佐久間を結ぶ松本佐久連絡道路などの高規格道路<sup>※2</sup>、青木峠バイパスなどの整備促進に向け、関係市町村と連携を図ってきました。
- 上田諏訪連絡道路については、令和 2 年度に期成同盟会による要望活動を再開するとともに、会の名称変更など、推進体制を整えました。その後、令和 3 年度に松本佐久連絡道路とともに国の構想路線として位置付けられ、事業の前進が見られました。

### 現状と課題

- 地域間の交流促進や地域経済の活性化を図ることに加え、近年多発する災害時の道路交通網の強化を図るため、上田地域と佐久、諏訪、松本、長野などの地域外とを連絡する道路の整備を推進する必要があります。また、上田諏訪連絡道路について、整備促進のため、今後も継続した要望活動が必要です。
- 上田地域 30 分（サンマル）交通圏の確立のための道路整備については、国、県、関係市町村の協力により順次進められており、道路網の完成に向けて、引き続き整備を進めていく必要があります。また、通勤、通学など住民生活の支障となる交通混雑区間の解消が必要です。
- 上田地域には様々な観光地が点在しており、観光資源の活用や、地域内の交流活動を推進するための道路整備が求められています。

※ 1 上田地域 30 分（サンマル）交通圏構想…関係市町村の中心部から最寄りのインターチェンジまでの概ね 30 分での接続に加え、上田駅及び当該周辺主要公共施設などへも同等の時間内でアクセスするための総合的交通体系構想です。

※ 2 高規格道路…自動車が高速（概ね 60km/h）かつ安全に走行できるような構造となっている道路です。

## 今後の方針

- 上田地域広域連合は、住民が快適で安全に暮らせる社会の実現に向け、道路整備の主体である関係市町村や国、県と連携・調整を図りながら、次の視点に立ち、幹線道路網の整備計画を必要に応じて改定します。
  - (1) 隣接する主要な地域間の経済、産業、流通などの発展及び災害時の道路交通網を強化するための高規格道路などの整備
  - (2) 上田地域 30 分（サンマル）交通圏に係る高速交通基盤を有効に活用するための地域内幹線道路の整備
  - (3) 地域内に点在する観光資源の活用や交流活動を推進するための道路の整備
  - (4) 通勤、通学など住民生活の利便性向上や、救急搬送、防災対策など消防業務の円滑な運営に向けた、慢性的交通混雑区間を解消するための道路の整備
- 上田地域広域連合は、地域間の交流促進や地域経済の活性化、災害時の道路交通網の強化を図るため、上田諏訪連絡道路の整備促進に向け、期成同盟会を運営し、国、県への要望活動を実施します。

## 施策

### 1 上田地域広域幹線道路網構想・計画の改定

上田地域広域連合は、関係市町村と連携・協力するとともに、国や県と連携・調整を図りながら、「上田地域広域幹線道路網構想・計画」を必要に応じて改定します。

なお、この構想・計画は、整備促進の目的に応じ、次の3つの項目に分けたものとします。

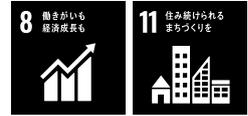
- (1) 地域外との交流を促進する道路
- (2) 上田地域 30 分（サンマル）交通圏の確立のための道路
- (3) 広域観光に資する道路

### 2 上田諏訪連絡道路に係る要望活動の実施

上田地域広域連合は、上田諏訪連絡道路の整備促進に向け、期成同盟会を運営し、国、県への要望活動を実施します。

## 3

## 広域的な観光振興に関すること



## 経緯

- 上田地域の観光地を、市町村単位の「点」としてではなく、広域的な「面」として捉え、一つの観光圏とすることで魅力を高め、地域内の観光周遊を促すとともに、首都圏や北陸地方などで観光キャンペーンなどを実施し、関係市町村が一体となった観光振興事業をこれまで実施してきました。
- 上田地域広域連合は、上田地域観光協議会<sup>※1</sup>をはじめ、上小地域観光戦略会議、信州まつもと空港利用促進協議会など関係団体と連携して観光振興事業を実施してきました。

## 現状と課題

- 国内の観光需要について、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による旅行控え、観光ニーズの多様化などにより、旅行者数は伸び悩んでいます。その一方で、消費単価や消費額は増加傾向にあり、旅行の満足度を高める高付加価値の取組が求められています。
- 上信越自動車道や北陸新幹線などの高速交通基盤の整備により、上田地域は首都圏からの日帰り旅行や通過型の観光エリアとなっていることから、宿泊を伴う滞在型観光への取組が求められています。  
また、平井寺、三才山、新和田トンネル有料道路の無料化などにより、道路の利便性が向上しており、上田地域外からの観光客の増加が期待されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人旅行者（インバウンド）は大きく減少しましたが、コロナ禍前は年々インバウンドが増加していたことから、収束後はインバウンド市場の回復が見込まれます。今後は、感染状況を見極めたうえで、段階的にインバウンド施策に取り組むことが求められます。
- 令和元年度末からは、コロナ禍による観光振興事業の中止やステイホームの呼びかけなどにより、観光需要は大幅に減少しました。ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させることを目的に、今後は観光関連事業者と旅行者の感染拡大防止策の徹底による観光振興事業が求められています。
- 上田地域の日本遺産やNHK大河ドラマなどを、上田地域への観光誘客を促す要素ととらえ、地域が一体となった広域観光振興への取組が求められています。

※1 上田地域観光協議会…上田地域の観光地や物産などを広く宣伝し、観光客の誘致を図り、観光事業の振興・発展に寄与することを目的としています。上田地域広域連合が事務局となり、関係市町村と地域の観光関係団体で構成され、上田地域広域連合と会員からの負担金により運営しています。

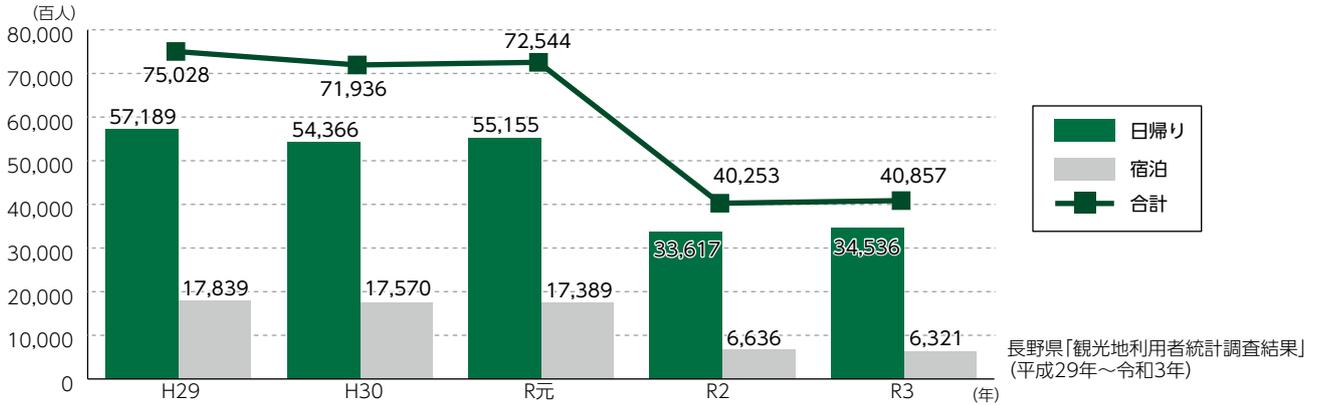
**日本遺産**：地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

- ・星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅—（長和町）
- ・レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～（上田市）

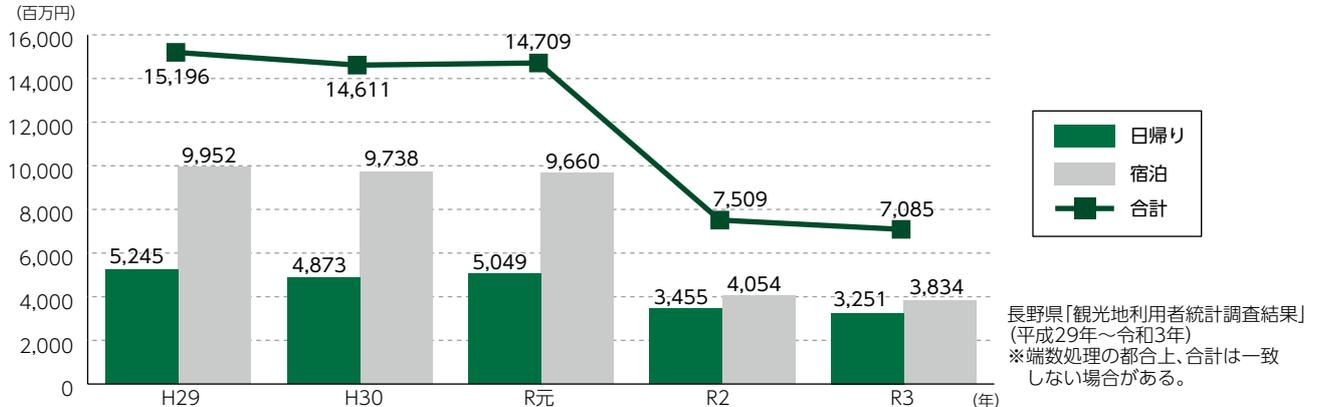
**NHK大河ドラマ**（上田地域に関連のあるもの）

- ・平成28年「真田丸」 ・令和4年「鎌倉殿の13人」 ・令和5年「どうする家康」

■観光地における延利用者数の推移



■観光地における観光消費額の推移



■外国人延宿泊者数の推移



■上田地域観光ポータルサイト「信州うへだ観光NAVi」閲覧ページ数の推移



## ■観光地における延利用者数の推移（観光地別）

（単位：百人）

市町村名	観光地名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
上田市	信濃国分寺	1,195	1,160	926	854	854
〃	上田城跡	17,876	15,128	14,321	6,700	7,090
〃	信州の鎌倉・塩田平	2,981	2,854	2,733	1,799	1,618
〃	別所温泉	7,324	6,870	6,648	4,444	3,719
〃	丸子温泉郷	3,818	3,589	3,266	2,026	1,923
〃	信州国際音楽村	782	783	764	151	258
〃	菅平高原	10,892	10,950	10,979	2,191	2,631
〃	角間温泉	305	300	235	0	80
〃	美ヶ原高原	4,749	4,655	4,612	2,224	3,417
〃	真田氏ゆかりの地	562	387	338	160	153
〃	シャトー・メルシャン椀子ワイナリー	—	—	—	—	163
東御市	芸術むら公園	772	746	777	603	635
〃	湯の丸高原	5,409	5,553	5,483	3,455	3,335
〃	海野宿	2,382	2,563	1,765	217	209
〃	道の駅雷電くるみの里	9,987	10,254	9,706	7,654	7,636
青木村	田沢温泉	202	201	431	386	692
〃	杓掛温泉	56	58	204	168	168
〃	道の駅あおき	—	—	3,884	3,608	3,470
長和町	北白樺高原	2,213	2,160	2,001	1,683	1,200
〃	中山道笠取峠	80	81	71	19	17
〃	美ヶ原高原	3,443	3,644	3,400	1,911	1,589
合 計		75,028	71,936	72,544	40,253	40,857

長野県「観光地利用者統計調査結果」（平成 29 年～令和 3 年）

## ■観光地における観光消費額の推移（観光地別）

（単位：百万円）

市町村名	観光地名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
上田市	信濃国分寺	60	58	46	43	43
〃	上田城跡	1,191	757	717	335	355
〃	信州の鎌倉・塩田平	179	171	164	108	97
〃	別所温泉	2,645	2,470	2,404	1,588	1,331
〃	丸子温泉郷	2,005	1,876	1,689	1,038	957
〃	信州国際音楽村	45	49	46	12	24
〃	菅平高原	4,685	4,703	4,713	820	1,048
〃	角間温泉	204	204	151	0	64
〃	美ヶ原高原	295	281	275	133	149
〃	真田氏ゆかりの地	28	19	17	8	8
〃	シャトー・メルシャン椀子ワイナリー	—	—	—	—	59
東御市	芸術むら公園	95	95	95	60	70
〃	湯の丸高原	1,015	1,107	1,344	991	860
〃	海野宿	130	126	92	4	5
〃	道の駅雷電くるみの里	561	627	601	523	509
青木村	田沢温泉	119	119	192	161	269
〃	杓掛温泉	46	48	107	86	87
〃	道の駅あおき	—	—	271	275	311
長和町	北白樺高原	1,356	1,322	1,219	958	488
〃	中山道笠取峠	18	18	16	3	4
〃	美ヶ原高原	518	560	548	364	348
合 計		15,196	14,611	14,709	7,509	7,085

長野県「観光地利用者統計調査結果」（平成 29 年～令和 3 年）

※端数処理の都合上、合計は本表内では一致しない場合がある。

## 今後の方針

- 上田地域広域連合は、観光誘客のため、成果が期待できる観光振興事業の実施により、上田地域を魅力ある観光地とする取組を進めます。
- 上田地域広域連合は、旅行に対する高付加価値化、インバウンド施策、滞在型観光、ウィズコロナに対応した旅のスタイルの普及、ワーケーション<sup>※2</sup>、フードツーリズム<sup>※3</sup>、日帰り客の購買促進策、地域の認知度が向上するキャンペーンの実施など、効果的な観光振興事業を実施するための調査研究を行います。

## 施策

### 1 各市町村をつなぐ観光振興事業の実施

- ・ 上田地域広域連合は、地域内の観光地をつなぐモデルルートづくりなど、観光振興事業を実施し、観光周遊を促すことで、相乗効果により観光地の魅力を高め、観光振興を図ります。
- ・ 関係市町村は、観光資源の掘り起こしや再発見を行い、観光地の魅力を高めま

### 2 広域連携による観光誘客の推進及び情報発信

- ・ 上田地域広域連合は、上田地域観光協議会と連携し、首都圏をはじめ北陸新幹線沿線地域などで観光キャンペーンなどを実施するとともに、WEBサイト(上田地域観光ポータルサイト「信州うえだ観光 NAVi」)やSNS、観光パンフレットなどの情報発信ツールを活用した情報発信を強化し、効果的な観光誘客を推進します。
- ・ 関係市町村は、独自の観光戦略に基づいた観光誘客イベントや観光キャンペーンを実施し、事業の実施にあたっては、広域観光の振興に向け相互に連携するよう努めます。

### 3 観光振興のための調査研究の実施

- ・ 上田地域広域連合は、関係市町村をはじめ、観光関連の企業や関係団体などと連携し、地域が一体となったインバウンド施策や滞在型観光、日帰り客の購買促進策など、効果的な観光振興事業を実施するための調査研究を行います。
- ・ 関係市町村は、独自の観光戦略に基づき調査研究を行い、広域観光の振興に向け連携するよう努めます。

※2 ワーケーション…Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワークなどを活用し、リゾート地や温泉地、国立公園など、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことです。

※3 フードツーリズム…地域ならではの食事や食文化を楽しむことを目的とした旅のこと。発酵ツーリズムやワインツーリズムなど、近年観光消費と地域経済の両立を生み出す取組として注目されています。

## 4

## 調査研究に関すること

## 経緯

- 住民の福祉の向上と個性ある地域づくりを推進するため、関係市町村が抱える広域的課題に対し、柔軟かつ迅速に対処するよう調査研究を進めています。
- これまで、広域的に検討していく必要がある保健福祉やごみ処理、地域医療対策、観光振興などの課題について調査研究を進め、解決策を講じてきました。
- 現在、以下の組織を設置し、調査研究を進めています。

## 調査研究組織

- ・ 上田地域観光戦略会議（企画課）
  - ・ 上田地域図書館情報ネットワーク連絡協議会（企画課）
  - ・ 上田地域介護保険あり方ワーキング会議（介護障がい審査課）
  - ・ 構成市町村地域医療対策連絡会議（企画課）
  - ・ 関係市町村廃棄物担当課長会議（ごみ処理広域化推進室）
- ※（ ）内は上田地域広域連合事務局担当課

## 現状と課題

- 人口減少・少子高齢化や過疎化が進む中、関係市町村の財政は依然として厳しい状況にあります。一方、行政課題は多様化・高度化しており、それに応えるためには、市町村の枠を越えた広域行政による取組が重要となっています。
- 関係市町村の担当職員などで組織する調査研究組織において、保健福祉、ごみ処理、地域医療対策など、緊急性の高いテーマや地域全体で取り組んでいく必要がある重要な課題について、調査研究を進めていく必要があります。
- 市町村ごとに策定している「第8期介護保険事業計画」には、地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の推進とともに、システムを支える人材の確保などが求められています。医療・介護連携は広域にわたって行われていることから、課題への対応も広域的に取り組む必要があります。さらに、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会<sup>※2</sup>の実現に向けた取組の推進も引き続き求められています。また新型コロナウイルスなどの感染症拡大時における認定調査や審査会開催などの対応について、地域で話し合う必要があります。

※1 地域包括ケアシステム…高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

※2 地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

- 広域的なごみ処理は、焼却処理時のダイオキシン類発生抑制や、ごみ処理経費削減の観点から全国的に進められており、上田地域広域連合においても、複数のごみ処理施設を統合・広域的に処理する方針を示しています。そのため、広域的なごみ処理の実現に向けた取組・調整が求められています。
- 地域医療対策について調査研究を進めるとともに、課題の解決のため、地域医療対策事業を実施しています。

## 今後の 方針

住民の福祉の向上と個性ある地域づくりを推進するため、地域が抱える課題の解決に向けた調査研究は今後も必要であることから、広域連合規約に定めた事項について、引き続き調査研究を進めます。

## 施策

### 1 広域的な保健福祉の推進

関係市町村は、介護予防、認知症対策、相談支援、権利擁護などの課題への対応が求められています。また、地域共生社会の実現に向けて、保健福祉行政の横断的な包括的支援が求められています。これらの課題を広域的に捉えることで導かれる効果的方策について、調査研究を進めます。

### 2 広域的なごみ処理の推進

上田地域広域連合の方針である広域的なごみ処理の推進にあたり、関係市町村共通の課題である資源循環型施設や最終処分場の整備、ごみ分別方法の統一、ごみの減量・再資源化の施策などについて調査研究を進めます。

### 3 その他広域にわたる重要な課題

地域医療対策、観光振興など緊急性の高いテーマや、地域で取り組んでいく必要がある重要な課題について、必要に応じて調査研究を行います。

## 5

## 消防に関すること

## 経緯



- 昭和 23 年、消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足しました。
- 上田地域の消防体制の充実を図るため、昭和 47 年、上小地域広域行政事務組合に 1 消防本部、3 消防署（上田、丸子、東部）、7 分署（川辺、東北、塩田、真田、長門、武石、川西）、2 分遣所（大屋、和田）の体制で、消防の広域化を図りました。
- 昭和 56 年以降、分署・分遣所の統廃合、分署の消防署格上げなどを行いながら体制の充実を図り、現在の 1 消防本部、8 消防署の体制としました。
- 平成 10 年 4 月、地方自治法の改正に伴い上田地域広域連合に移行し、平成 22 年 4 月からは、消防職員の身分を採用元市町村から上田地域広域連合へ移管し、人事、給与、職員配置などについて一本化を図りました。
- 平成 27 年 3 月、東北信の消防本部で共同整備した消防救急デジタル無線の運用を開始し、同年 5 月に訓練施設を単独の総合訓練場として新設し、消防施設の整備強化を図りました。
- 平成 31 年 4 月、職員定数を 218 人とする職員定数条例の改正を行い、計画的な職員採用に努めています。

## 現状と課題

## 1 消防体制

- ・上田地域では、人口減少・少子高齢化の進展や社会情勢の変化により、今後さらに厳しい財政運営が見込まれる中で、都市構造や生活環境の変化、気候変動がもたらす大規模な災害に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、災害の複雑多様化が懸念されることから、住民、関係団体などとの連携強化を図る必要があります。
- ・災害に対処するため、高機能消防指令装置の更新や消防庁舎の改修を図るなど、引き続き消防施設の整備強化を図る必要があります。
- ・火災などの災害を未然に防ぐため住民への広報を行うなど、犠牲者を出さない予防活動を充実させるとともに、災害時に迅速に対応する消防、救急及び救助体制などの整備充実を図る必要があります。
- ・消防車両及び資機材などの整備充実に加え、時代に即した消防施設などの整備及び消防組織体制の充実強化に努める必要があります。

## 2 予防体制

- ・全国の火災による死者は建物火災が大半を占め、その多くが高齢者であり、当圏域も例外でないことから、高齢者を中心とした住宅防火対策を積極的に推進する必要があります。また、多人数を収容する事業所、管理権限が分かれた事

業所などの、適切な防火・防災対策が求められています。

- ・たき火、火入れなどの屋外焼却が、継続して火災原因の上位を占め、また、消火に大きな困難を伴う林野火災の原因となりうることを踏まえ、屋外における防火対策を積極的に推進する必要があります。
- ・近年複雑化する火災などの原因に対処するため、職員は高度な知識・技術を習得するとともに、防火対策及び危険物流出防止対策を推進する必要があります。

### 3 警防体制

#### (1) 救急体制

新型コロナウイルス感染症の発生後、感染拡大に伴う国民の行動変容の影響などを受けて、救急件数は減少しました。しかし、少子化に伴い人口は減少傾向にあるものの、高齢化の進展により、今後も救急出動件数は増加傾向にあり、住民からは、安心した生活のため、安全かつ迅速な救急業務の充実が求められています。そのためには、救急出動体制及び地域メディカルコントロール<sup>※1</sup>体制の充実強化を図るとともに、感染防止対策を含めた、救急隊員、通信指令員のより高度な専門知識・技術の習得に努める必要があります。

また、救命率向上のためには、救急隊が到着する前の、住民などによる応急手当が重要であり、応急手当の普及啓発に努める必要があります。

#### (2) 救助体制

近年、異常気象による自然災害が多発し、その被害は、大規模多重化、かつ広範囲にわたり、多くの犠牲者が発生しているため、国においても緊急消防援助隊<sup>※2</sup>の応援体制を充実させており、救助体制を充実強化する必要があります。

■消防車両配備及び救急救命士の状況（令和4年4月1日現在）（単位：台・人）

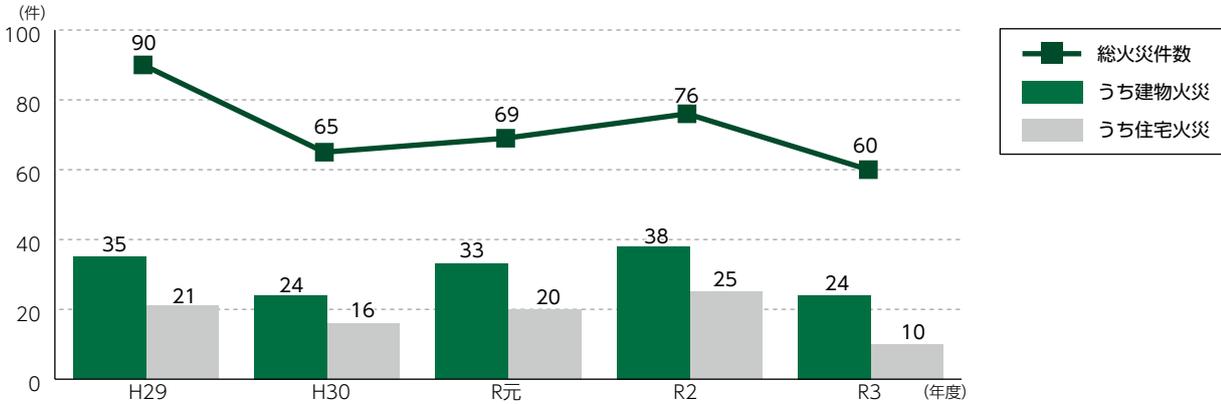
部署別	車種別	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防自動車	水槽車	救助工作車	救急自動車	指令車・広報車	指導・査察車	トライアル等バイク	その他の車両	合計	救急救命士人数
消防本部									3	2	6	5	16	14
上田中央消防署	1		1	1			1	2	1			1	8	19
上田南部消防署	1	1	1					1	1			1	6	7
上田東北消防署	1	1						2	1			2	7	7
川西消防署	1	1						1	1			1	5	9
丸子消防署	1	1					1	1	1			1	6	7
真田消防署		1						1	1			1	4	7
東御消防署	1	1				1	1	2	1	1		1	9	10
依田窪南部消防署		2				1		1	1			1	6	7
合計	6	8	2	1	2	3	11	11	3	6	14	67	87	

※1 **メディカルコントロール**…救急救命士が行う「特定行為」（医行為）に対して、医師が指示・指導・助言・教育を実施するものです。

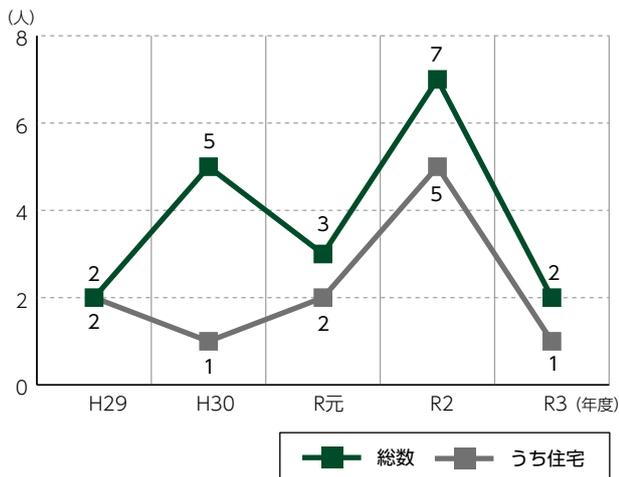
※2 **緊急消防援助隊**…阪神淡路大震災を教訓として法整備した全国規模の消防応援部隊です。

■火災の状況

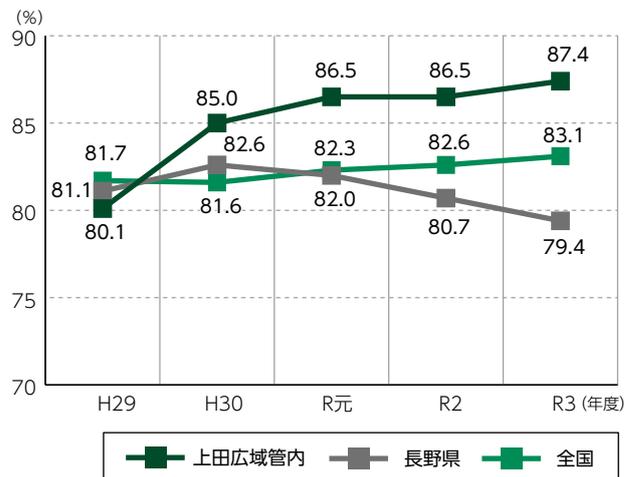
・総火災件数と建物・住宅火災件数の推移



・住宅火災による死者数の推移



・住宅用火災警報器の設置率の推移



火災原因上位

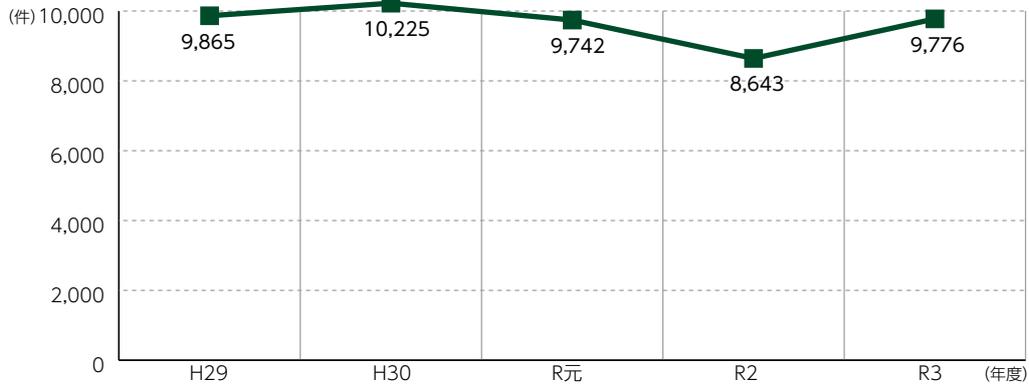
(単位：件)

順位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数
第 1 位	たき火	30	たき火	20	たき火	19	たき火	17	たき火	16
第 2 位	たばこ	各 5	こんろ	5	電灯・電話の配線	9	電灯・電話の配線	7	火入れ	8
	こんろ									
	ストーブ									
	電灯・電話の配線									
	取り灰									
第 3 位	排気管	3	たばこ	3	火入れ	6	火入れ	6	ストーブ・電気機器	各 3

※平成 29 年度、平成 30 年度の「たき火」には、「火入れ」を含む。

■救急の状況

・出動件数の推移



事故種別出動件数の推移

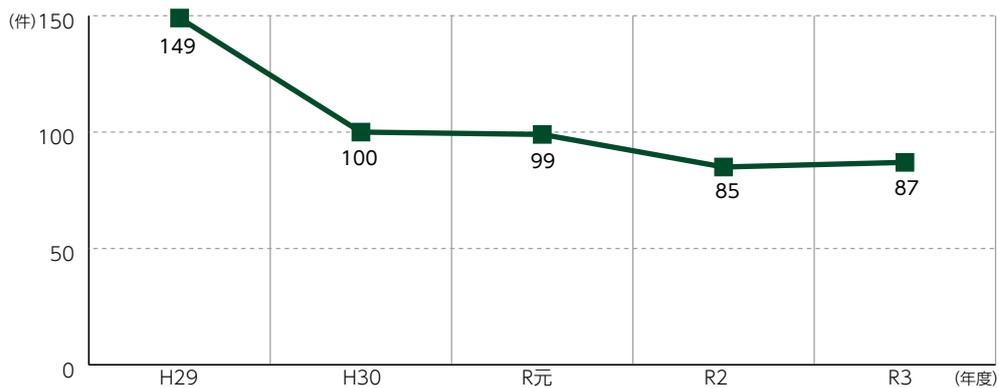
(単位：件)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
急病		5,846	6,134	5,915	5,176	5,898
交通		630	645	535	431	491
一般負傷		1,335	1,456	1,425	1,375	1,503
転院搬送		1,589	1,591	1,447	1,310	1,508
その他*		465	399	420	351	376
合計		9,865	10,225	9,742	8,643	9,776

\*その他の主な内訳：運動競技・労働災害・自損行為など

■救助の状況

・出動件数の推移



事故種別出動件数の推移

(単位：件)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災		8	3	9	9	3
交通		80	66	31	40	32
水難		4	3	3	4	3
風水害		0	0	17	2	0
その他*		57	28	39	30	49
合計		149	100	99	85	87

\*その他の主な内訳：機械事故・ガス及び酸欠など

## 今後の方針

### 1 将来にわたり持続可能な消防体制の構築及び関係機関との連携

- ・消防を取り巻く環境は大きな転換期を迎えていることから、社会情勢及び国の動向などを的確に把握し、救急体制、通信指令体制及び現場指揮体制などの消防機能の充実を図り、広域消防体制の強化に努めます。
- ・少子高齢化の進展、被雇用者の増加などにより平日昼間の不在者が増加し、地域防災力を確保することが困難となっていることから、関係市町村、消防団、自主防災組織などとのさらなる連携を図ります。
- ・老朽化した消防庁舎の改修や更新（建替）については、個別施設計画に基づき施設の延命化に努めます。

### 2 防火・防災対策の推進

#### (1) 住宅及び事業所の防火・防災対策の推進

住宅火災による高齢者の死者の割合が著しく高い状況の中、今後、さらに少子高齢化が進み、高齢者世帯の増加が見込まれることを踏まえ、高齢者の住宅防火対策を推進するとともに、事業所の防火・防災管理業務の一層の徹底を図り、防火・防災対策の普及啓発を推進します。

#### (2) 屋外焼却に対する火災予防の推進

屋外焼却が火災原因の上位を占め、また、林野火災の出火原因となっていることを踏まえ、関係市町村などの担当部局と連携して、出火リスクの低減に努めます。

#### (3) 高度な知識・技術を習得した職員の育成

複雑化・多様化する火災などの原因及び危険物流出事故に対応するため、職員の高度な知識・技術の習得と育成に努めます。

### 3 救急業務の高度化推進及び応急手当の普及啓発

- ・救急出動件数の増加と年々高まる住民ニーズに応えるため、救急出動体制の強化を図ります。また、地域メディカルコントロール体制の充実強化及び指導救命士<sup>※3</sup>を中心とした教育体制により、救急業務に携わる職員の感染防止対策の徹底を含めた、より高度な専門知識・技術の習得に努め、救急業務全体の質の向上に努めます。
- ・住民などへの応急手当の普及啓発活動をより一層推進し、救命率の向上に努めます。

### 4 救助業務の充実強化

緊急消防援助隊の応援要請及び多様化・困難化する救助要請に対応する出動体制の整備充実を図るとともに、あらゆる救助事象に対処できるよう、隊員の知識・救助技術の習得に努め、併せて消防車両及び資機材の充実強化を図ります。

※3 指導救命士…救急業務に携わる職員の任務に応じて、救急活動において必要となる医学知識を指導する立場の認定資格を有する救急救命士です。

## 施策

### 1 将来にわたり持続可能な消防体制の構築及び関係機関との連携

- ・救急体制、通信指令体制及び現場指揮体制などの消防機能の充実を図ります。
- ・広域消防のスケールメリットを生かし、関係市町村、消防団及び自主防災組織との連携強化を図ります。
- ・消防庁舎は個別施設計画に沿って延命化を推進します。また、事業推進には多大な費用がかかることから、関係市町村と連携・調整を図ります。

### 2 防火・防災対策の推進

#### (1) 住宅及び事業所の防火・防災対策の推進

- ・住宅の防火対策として、高齢者を中心とした日常的な防火対策や、住宅用火災警報器の設置を一層促進するとともに、義務化から10年が経過した住宅用火災警報器の交換など、適切な維持管理の啓発に努めます。
- ・事業所における防火・防災対策として、消防用設備などについて公表制度を推進することにより、適正な設置と防火に対する意識の向上を図るとともに、防火管理者などによる適正な防火・防災管理業務の徹底を促進することにより、火災などの未然防止及び被害の軽減に努めます。

#### (2) 屋外焼却に対する火災予防の推進

屋外焼却実施前の消防署への届出、必要最小限の焼却、事前の消火準備などの周知を関係市町村などと連携して実施し、火災の予防に努めます。

#### (3) 高度な知識・技術を習得した職員の育成

消防学校での教育訓練、消防本部内での研修会や他本部への研修出張、予防技術資格者の育成などを通して、職員の高度な知識・技術の習得に努めます。

### 3 救急業務の高度化推進及び応急手当の普及啓発

- ・救急業務に携わる職員のより高度な知識・技術の向上を図るため、指導救命士及び救急救命士を計画的に養成するとともに、さらに高度化する救急業務に対応するため、救急救命士を含む救急隊員の応急処置などの質を保障する地域メディカルコントロール体制の充実強化に努めます。
- ・救命率向上のため、住民などへの救命講習受講を推進します。

### 4 救助業務の充実強化

- ・全国各地で発生している大規模自然災害を教訓とし、緊急消防援助隊の応援体制及び受援体制の整備充実を図るため、消防本部訓練を実施します。
- ・最新の知識・技術を取得する教育訓練の充実及び消防車両の計画的な更新と資機材の充実強化により、広域消防全体のレベルアップを図ります。

## 6

## 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること

## 経緯

- 芸術、文化、教育、スポーツ、レクリエーション活動などの複合的な機能を兼ね備えた上田創造館は、「地域に開かれた広場」（リージョンプラザ）として、昭和61年に開館しました。



- 平成18年度から指定管理者制度を導入し、効率的な施設運営に努めています。

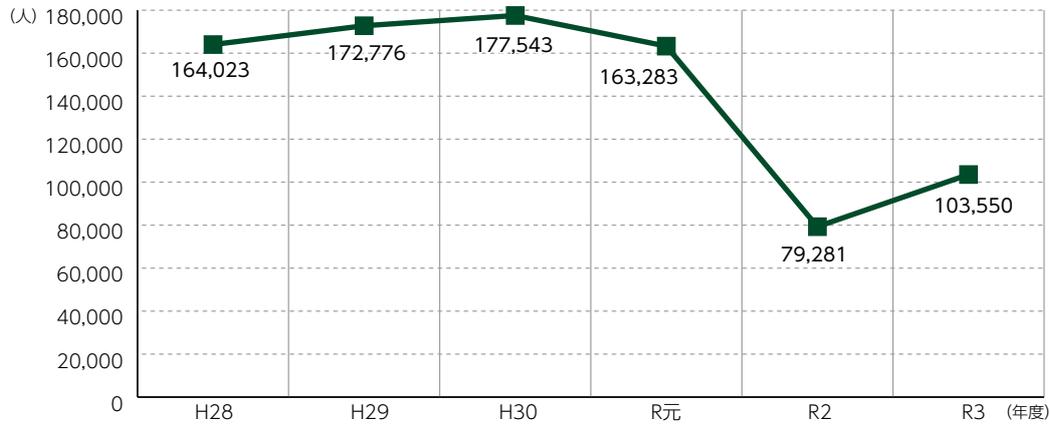
- 平成28年2月に「上田創造館管理運営ビジョン」を策定し、将来的な施設のあり方を明確化し、住民の科学学習やコミュニケーション活動の拠点施設としての利用促進を図っています。

## 現状と課題

- 文化センターをはじめ、研修センター、体育館、美術館、民俗資料館、プラネタリウム、天体観測室など、多様なニーズに対応する施設と設備を備え、各種の社会教育関係団体や文化団体などに幅広く利用されています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数は大きく減少しました。今後、コロナ禍に対応した施設運営や各種ソフト事業を実施するとともに、利用者数を回復させるため、施設の利用状況を分析し、運営などに反映させる必要があります。
- 小中学生の科学学習を補完する施設として、年間を通じて教育的な活用がされています。一方、小中学生以外の未就学児や高校生、大学生、住民などの多様な学習の場として、利用者のニーズを把握し利用促進を図る必要があります。
- 開館より35年以上が経過し、施設や設備に経年劣化がみられることから、利用者の利便性や安全性を確保するため、令和3年8月に施設の長寿命化に係る個別施設計画を策定しました。今後は、計画に基づいた改修を行っていく必要があります。



### ■ 利用実績の推移

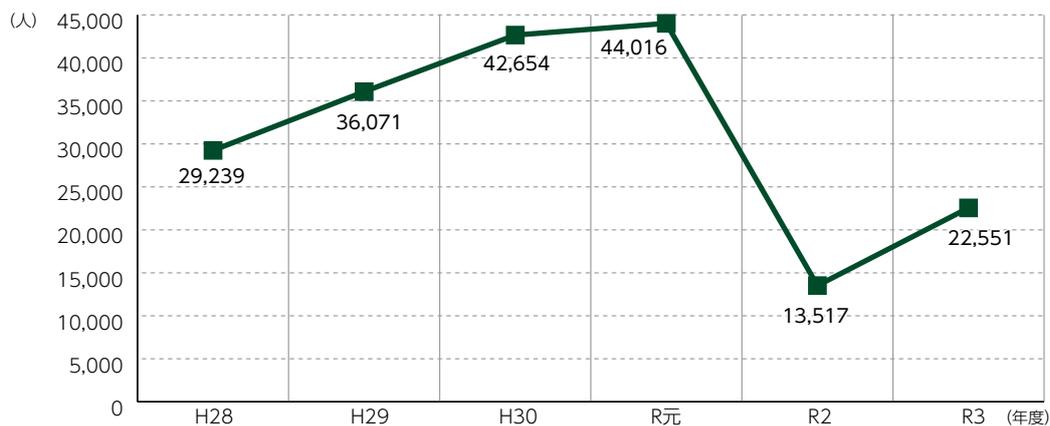


### ■ 小中学生等利用状況の推移

(単位：人)

市町村等	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
上 田 市	6,869	8,042	7,379	7,001	4,779	5,411
東 御 市	1,261	1,186	1,383	1,237	563	1,081
青 木 村	127	156	162	239	133	186
長 和 町	98	171	311	231	147	193
圏域外、高校等	698	1,366	605	382	175	123
合 計	9,053	10,921	9,840	9,090	5,797	6,994

### ■ ソフト事業参加者数の推移



## 今後の 方針

### 1 科学学習の拠点施設としての活用

誰もが手軽に科学に触れ、親しめる、地域に開かれた科学館として、地域内の企業や学校などと産・学・官の連携を図り、充実した科学振興事業の展開により、地域の将来の担い手となる人材の育成を目指し、科学に特化した事業の展開を図ります。

### 2 交流・研修施設の充実

住民が安心して交流やコミュニティ活動に利用できるよう、文化ホールや研修室などの利用状況や利用者のニーズを把握し、利用者の利便性や安全性に配慮した施設の運営に努めます。

### 3 環境変化に対応した施設運営の継続

上田創造館管理運営ビジョンに従い、「地域の科学館」、「交流・研修施設の充実」を運営の柱とし、毎年度、実施事業の検証を行い、取り巻く周辺環境の変化に対応しながら、継続して施設を運営します。

## 施策

### 1 上田創造館管理運営ビジョンの推進

上田創造館管理運営ビジョンに掲げた計画を確実に推進するとともに、毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

### 2 「地域の科学館」としての事業実施

- ・科学に関する知識習得や体験の場として、広く科学振興を図るための事業を展開します。併せて、より質の高い事業の実施に向けて地域内の企業や学校などと連携を図ります。
- ・小中学生の教育的利用の充実を図るとともに、未就学児や高校生、大学生、住民などの多様な学習の場として、利用者のニーズを把握し事業運営に反映させ、施設の利用促進を図ります。
- ・誰もが手軽に科学に触れる機会を周知するため、情報発信やPR活動を積極的に行います。

### 3 地域住民の利用促進

- ・文化ホールや研修室などの利用状況や利用者のニーズを反映し、複合施設の特徴を生かした特徴ある事業展開を行います。
- ・地域の公民館と連携し、情報発信やPR活動を積極的に行います。
- ・地域の生涯学習や文化活動の拠点施設としての活用を図ります。

### 4 施設の適正な管理運営

施設の適正な管理運営を行うため、上田創造館運営委員会や指定管理者、関係団体などと定期的に協議を行います。また、利用者の安全を図るため、定期点検などを実施し、必要な修繕や改修工事を計画的に実施します。

## 7

図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して  
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

## 経緯

平成7年に発足した上田地域図書館情報ネットワーク（愛称：エコール<sup>※1</sup>）では、関係市町村の全ての公共図書館（室）、長野大学附属図書館、上田市塩田公民館、小中学校図書館（一部除く）をネットワークで結び、図書サービスの提供を行っています。

## 現状と課題

## 1 エコールの活用

- ・エコールは、市町村の枠を越え、住民の多様な生活実態に即して、図書の予約や貸出、返却などのサービスを、公共図書館などのどこからでも行えるシステムです。エコールの活用により、図書館の利用も促進されています。
- ・当該館などで所蔵していない図書を、他館から回送して貸出を行う予約サービスは、予約を受け付けてから貸出をするまでに要する期間が2日間程度と、迅速にサービスを提供しており、図書館の利便性を高めています。
- ・今後も安定したサービスが提供できるよう、システムを維持する必要があります。

## 2 エコールの効率的な運営

令和元年度にHOSTコンピュータ機器や関連ソフトを更新し、機能の向上を図りました。今後は、現システムの効率的な運営に努めるとともに、システム更新の際は、機能の向上や運営経費の縮減などについて検討する必要があります。

3 ICタグ<sup>※2</sup>化の推進

ICタグは、上田市立丸子図書館、上田市立真田図書館、東御市立図書館で整備されていますが、ほかの図書館は未整備となっています。サービスの向上や効率的な管理システムの構築に向け、計画的な整備が求められています。

## 4 小中学校図書館とのネットワーク化の推進

エコールによる小中学校図書館とのネットワーク化は大きな成果であり、子どもたちの学習活動などに活用されていることから、地域内の全ての小中学校においてネットワーク化が求められています。

また、小中学校に対する図書の相互提供の方策などについて、研究を進めていく必要があります。

※1 エコール…やまびこの「エコー」(Echo)と図書館の「ライブラリー」(Library)の「L」を組み合わせた合成語です。1枚の利用者カードで図書の予約や貸出、返却などができます。

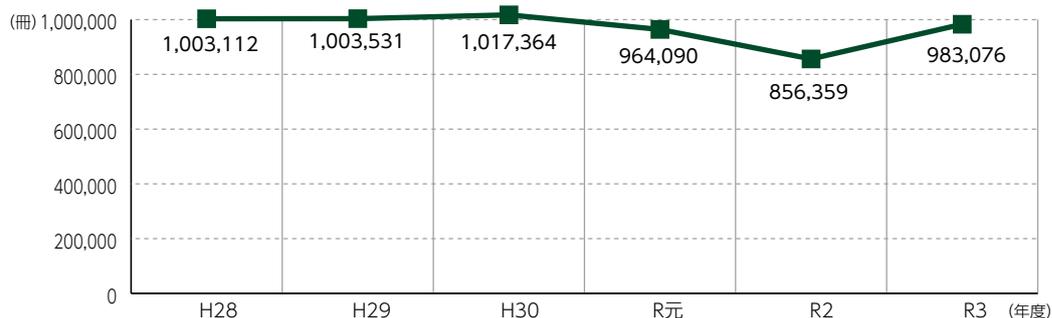
※2 ICタグ…商品に使われるバーコードに代わる技術で、蔵書などにICチップを埋め込み、そこに記憶された情報を電波によって直接触れずに読み取る技術のことです。同時読み取り、情報の書き換え、長期使用など図書館事務の効率性向上につながります。

## 5 インターネットによるサービス提供の研究

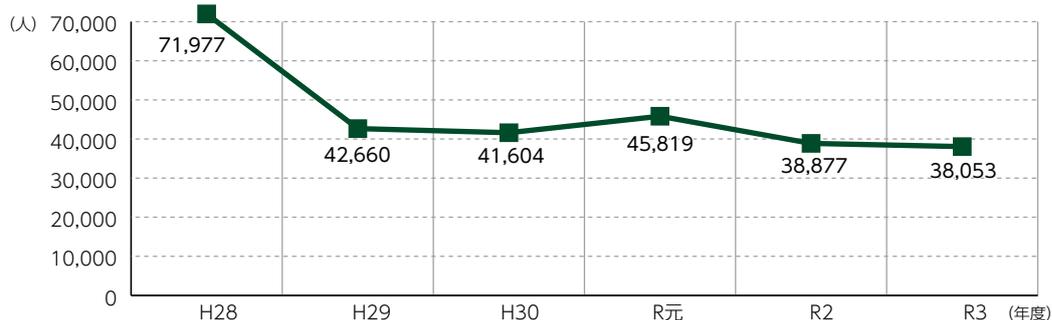
平成23年度にインターネットを活用した貸出・予約サービスを開始し、平成26年度からは、貸出禁止以外の全ての図書を予約することが可能となりました。インターネット環境の一般家庭への普及、スマートフォンやタブレット端末利用者の増加により、サービス利用者の増加が見込まれることから、インターネットを活用したサービスの拡大について研究が必要です。

### ■公共図書館利用実績などの推移

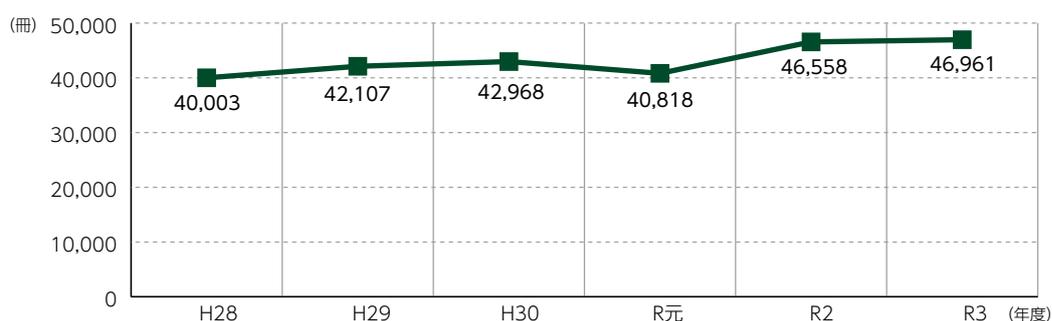
#### ・利用実績(貸出)



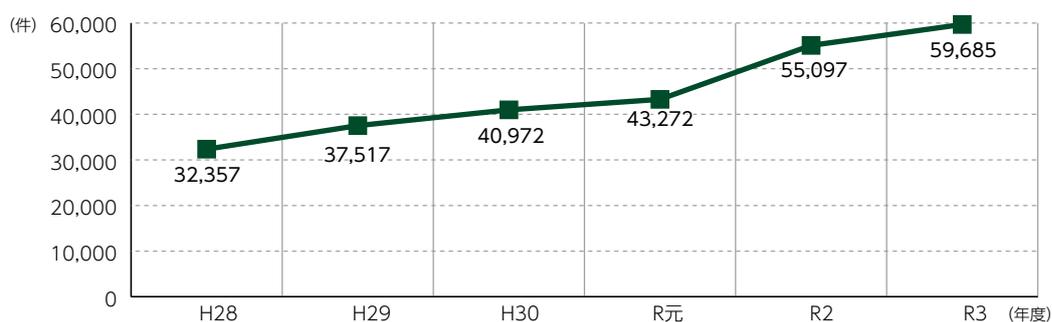
#### ・登録者数



#### ・相互貸借数



#### ・インターネット予約件数



## 今後の方針

### 1 エコールの活用と効率的な運営

- ・現システムの効率的な運営に努めるとともに、システム更新の際は、機能の向上や運営経費の縮減、利用者の利便性の向上などが図られるよう検討を進めます。
- ・利用者の望むエコー運営が最適に行えるシステムを研究し、サービスの向上に努めます。

### 2 ICタグ化の推進

関係市町村は、それぞれの図書館整備計画に基づく整備に併せ、ICタグ化を推進します。

### 3 図書館の利用増進に向けた調査研究

- ・上田地域広域連合や関係市町村のホームページを活用し、広報活動を積極的に展開するとともに、効果的な広報活動について検討・研究を進めます。また、図書館の利用増進に向け、必要な調査研究を進めます。
- ・小中学校に対する図書の相互提供の方策や、地域の高校、大学などとの図書館協力関係の構築について研究を進めます。
- ・インターネットを活用したサービスの拡大について研究を進めます。

## 施策

### 1 エコールの活用と効率的な運営

上田地域広域連合は次の項目の実施や各種調整を、関係市町村は相互協力・支援を行います。

- (1) エコールの活用と効率的な運営
- (2) システム更新に伴う機能の向上、運営経費の縮減、利用者の利便性の向上などの検討

### 2 ICタグ化の推進

関係市町村は、サービス向上のための各種整備（施設、蔵書など）、ICタグ化の推進を図ります。

### 3 図書館の利用増進に向けた調査研究

上田地域広域連合と関係市町村は、図書館の利用増進に向け、次の調査研究を進めます。

- (1) 効果的な広報活動
- (2) 地域の高校、大学などとの図書館協力関係の構築
- (3) インターネットを活用したサービスの拡大
- (4) 小中学校に対する図書の相互提供の方策
- (5) その他図書館の利用増進に関すること

## 8

## ふるさと基金事業に関すること



## 経緯

- 平成2年度に「上小地域ふるさと市町村圏計画」を策定し、関係市町村の出資と県の助成により「ふるさと市町村圏基金」10億円を造成しました。平成6年度には「地方拠点都市地域」の指定を受け、10億円を増資しました。
- 関係市町村の理解と協力のもと、地域の活性化と連携強化を図ることを目的として、基金運用益を活用し、各種ソフト事業などを実施してきました。
- 平成25年度に、基金の名称を「上田地域広域連合ふるさと基金」に改めました。
- 基金運用益を活用した事業の実施に加え、地域の重要な課題である地域医療体制の確立のために、基金原資を取り崩し、地域医療対策事業を実施しました。

## 現状と課題

- 長期にわたる市場金利の低迷や基金原資の取り崩しにより、基金運用益が減少していることから、今後は広域的に必要な事業を厳選し、実施していく必要があります。
- 地域医療対策事業の財源とするための基金原資の取り崩しにより、令和5年度末の基金残高は5億6千万円程度となる見込みです。今後は、基金運用益の活用とともに、基金原資の有効活用についても慎重に検討する必要があります。

## ■市町村出資金及び長野県助成金の状況

(単位：千円)

年度	区分	上田市	東御市	青木村	長和町	長野県	合計	残高	備考
平成元・2年度	出資額	676,800	107,460	41,220	74,520	100,000	1,000,000	1,000,000	
平成7・8年度	出資額	676,080	111,060	39,780	73,080	100,000	1,000,000	2,000,000	
平成15年度	権利放棄額	△104,368	△16,571	△6,357	△11,492	—	△138,788	1,861,212	
平成17年度	出資額	—	39,179	—	—	—	39,179	1,900,391	旧北御牧村分
平成25年度	権利放棄額	△298,848	△65,359	△18,347	△22,021	—	△404,575	1,495,816	上小医療圏 地域医療 再生計画
平成26年度	権利放棄額	△45,462	△9,753	△2,508	△3,071	△40,000	△100,794	1,395,022	上小医療圏 地域医療 再生計画 継続事業
平成27年度	権利放棄額	△40,599	△8,631	△2,174	△2,646	△40,000	△94,050	1,300,972	
平成28年度	権利放棄額	△37,832	△7,998	△1,977	△2,390	△40,000	△90,197	1,210,775	
平成29年度	権利放棄額	△36,353	△7,647	△1,863	△2,232	△40,000	△88,095	1,122,680	
平成30年度	権利放棄額	△45,200	△9,551	△2,324	△2,807	△40,000	△99,882	1,022,798	
令和元年度	権利放棄額	△72,823	△14,668	△2,918	△3,700	—	△94,109	928,689	地域医療 対策事業
令和2年度	権利放棄額	△71,838	△14,511	△2,894	△3,621	—	△92,864	835,825	
令和3年度	権利放棄額	△63,012	△12,585	△2,285	△2,882	—	△80,764	755,061	
令和4年度	権利放棄額	△74,089	△14,916	△2,916	△3,623	—	△95,544	659,517	
基金残高 (令和5年3月31日現在)		462,456	75,509	34,437	87,115	0	659,517		

- ・市町村出資額：均等割20%、人口割80%で算定
- ・平成15年度の権利放棄額：平成元年度、平成2年度積立分の出資割合で算定
- ・平成25年度以降の権利放棄額：均等割10%、人口割90%で算定

## ■ふるさと基金原資及び運用益の活用事業

事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業（基金原資）	事業項目12「地域医療対策事業に関すること」に記載			
その他の広域的な地域活性化事業（基金運用益）	スポーツ レクリエーション祭	スポーツ レクリエーション祭	スポーツ レクリエーション祭	スポーツ レクリエーション祭

## 今後の 方針

### 1 基金運用益の協議及び活用

基金運用益が減少しているため、現在実施している事業を含め、広域的に必要な事業について関係市町村と協議し、実施します。

### 2 基金原資の有効活用の協議

基金原資を取り崩しているため、令和6年度以降の基金原資の有効活用について、取り崩しの是非も含め、関係市町村と協議します。

### 3 基金原資の運用

安全性を最重視した基金原資の運用に努めます。

## 施策

### 1 基金原資及び運用益の活用事業の実施

(1) 基金原資の取り崩しによる地域医療対策事業の実施（令和5年度まで）

(2) 基金運用益を活用したソフト事業の実施

広域的な地域活性化事業を実施します。

### 2 基金原資及び運用益の有効活用の協議

原資・運用益がともに減少していることから、現在実施している事業のほか、ごみ処理や消防、環境問題など、広域的な対応が必要な課題について、関係市町村と協議し、基金の有効活用を図ります。

## 9

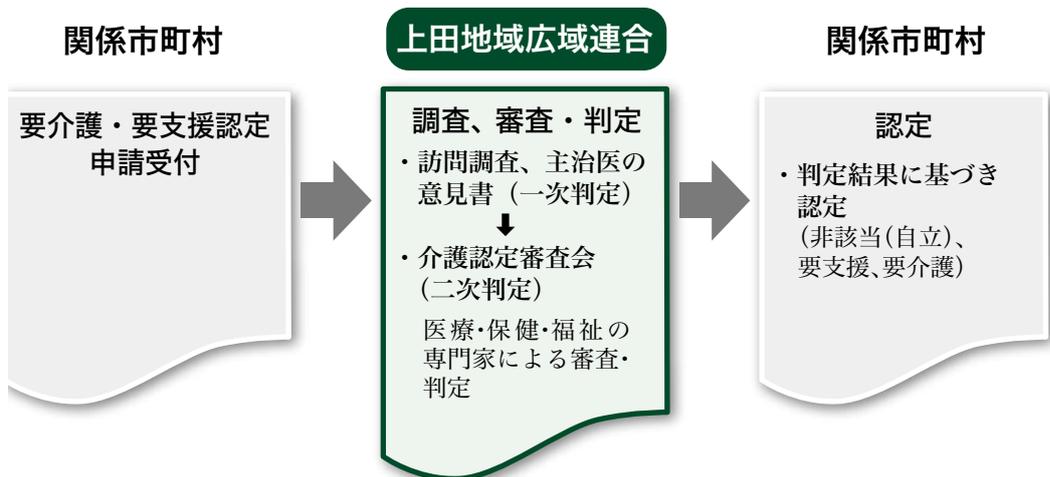
## 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



## 経緯

平成 12 年 4 月の介護保険制度<sup>※1</sup> 創設に併せ、上田地域では関係市町村が行う介護保険事務のうち、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を、上田地域広域連合が共同処理することと決定しました。平成 10 年 5 月から準備が始まり、平成 11 年 10 月に合議体<sup>※2</sup> による審査会を設置し、審査を行っています。

### 介護認定審査の流れ



## 現状と課題

- 国の人口推計によると、長野県の高齢者（65 歳以上）人口は令和 22（2040）年頃まで増加し、高齢化率の上昇が続くと予想されています。
- 申請から 30 日以内に審査・判定を完結するために、調査員、審査会の体制を維持する必要があります。
- 介護保険制度については、関係市町村と連携し、住民への周知を図っています。

※1 介護保険制度…40 歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、介護（支援）が必要になったときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度です。保険料と公費を財源に、市町村が実施主体（保険者）として介護保険事業を運営しており、加入者は年齢により第 1 号被保険者（65 歳以上の方）と第 2 号被保険者（40 歳～64 歳で医療保険に加入している方）に区分されます。

※2 合議体…介護認定の審査では、医療・保健・福祉の分野の専門家で組織する審査会の委員を、各分野バランスよく配置した 5 人の審査グループに分け、グループごとに審査・判定を行います。この審査グループのことを合議体といいます。発足当初は 50 人の委員により 10 の合議体を構成していましたが、平成 23 年度以降は委員を 60 人に増員し、12 の合議体を構成しています。

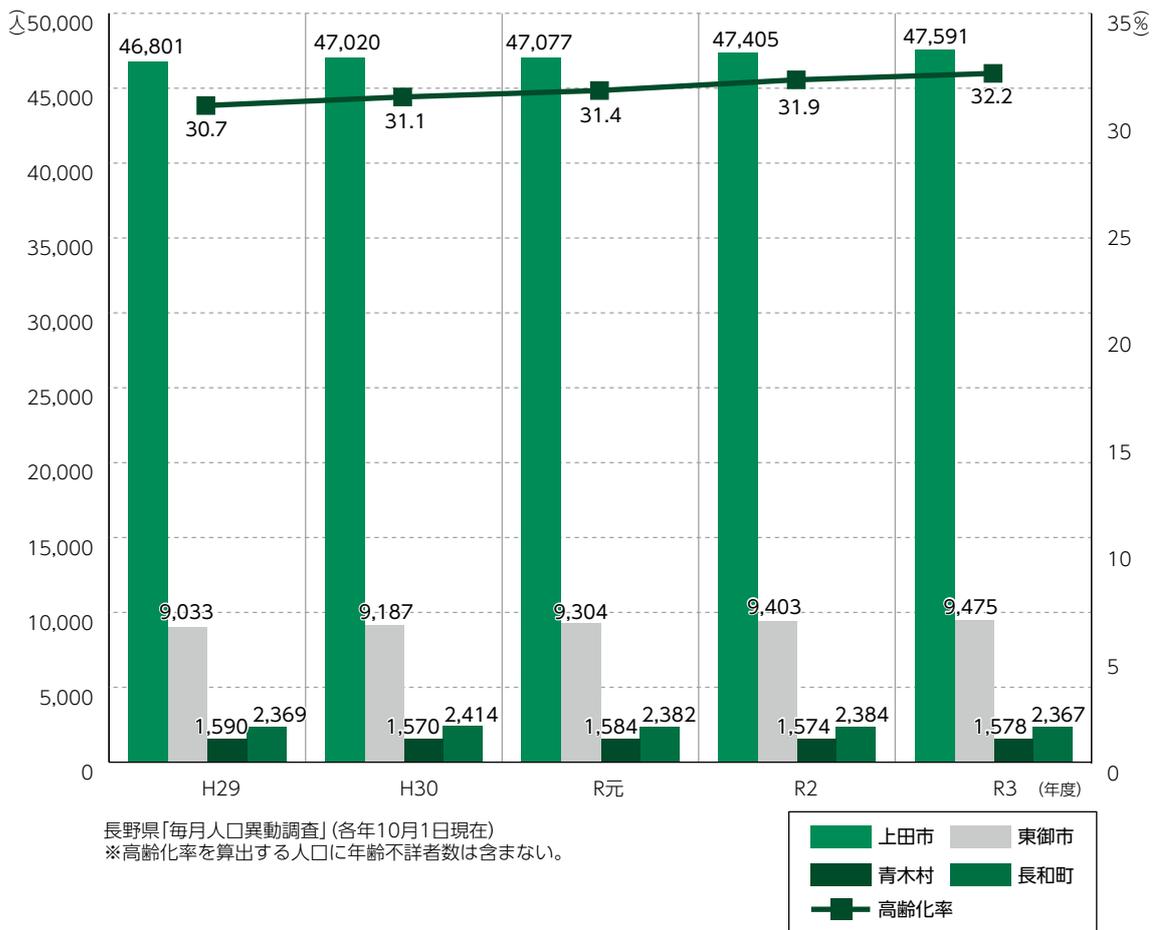
## 1 介護認定事務の適正化

- ・高齢化の進展、市町村での介護予防・日常生活支援総合事業<sup>※3</sup>の実施や介護保険制度の改正による申請件数の動向に注視しながら、適正な調査員数、審査会委員数を確保し、審査体制を維持・構築する必要があります。
- ・公平・公正で迅速な審査・判定を行うため、調査員、審査会委員の研修を実施し、資質の向上を図る必要があります。
- ・感染症対策を施し、調査、審査会の運営を継続させる必要があります。

## 2 関係市町村との連携

- ・認定情報などを迅速に共有する必要があります。
- ・関係市町村と共用する要介護認定支援システムのICT化<sup>※4</sup>やAI技術の導入により、事務の効率化・迅速化を図る必要があります。

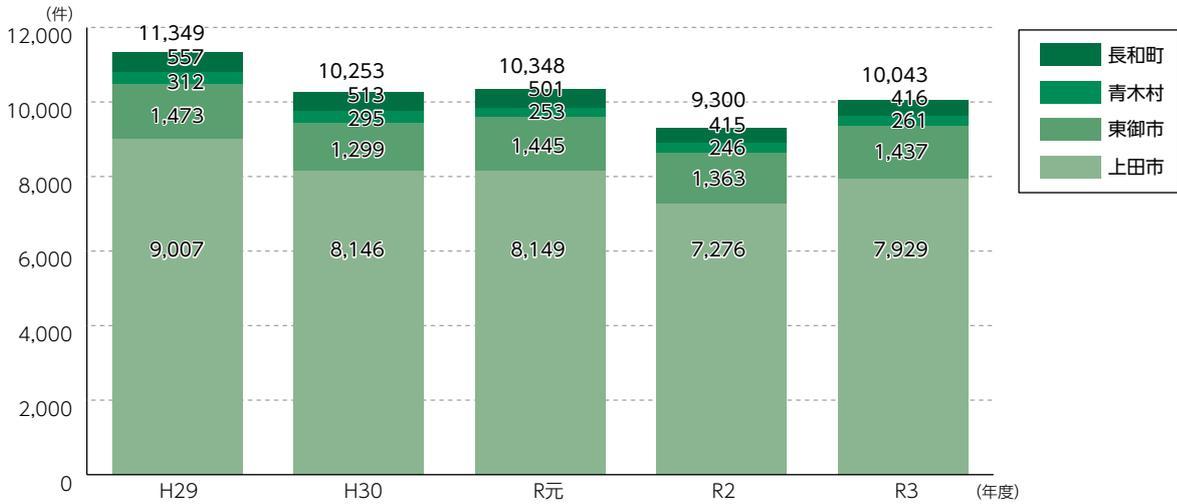
■高齢者(65歳以上)人口及び高齢化率の推移



※3 介護予防・日常生活支援総合事業…介護保険法の一部改正により平成27年に施行された事業で、上田地域では、平成29年4月から関係市町村全域で地域の実情に応じたサービスの提供が始まりました。状態の改善と悪化の予防を目的に、「介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)」と「一般介護予防事業」で構成されており、「要支援1・2」に認定された方などがこのサービスの対象となります。また、サービスによっては、要介護認定を受けずに、基本チェックリストを活用して必要なサービスが利用できる仕組みになっています。

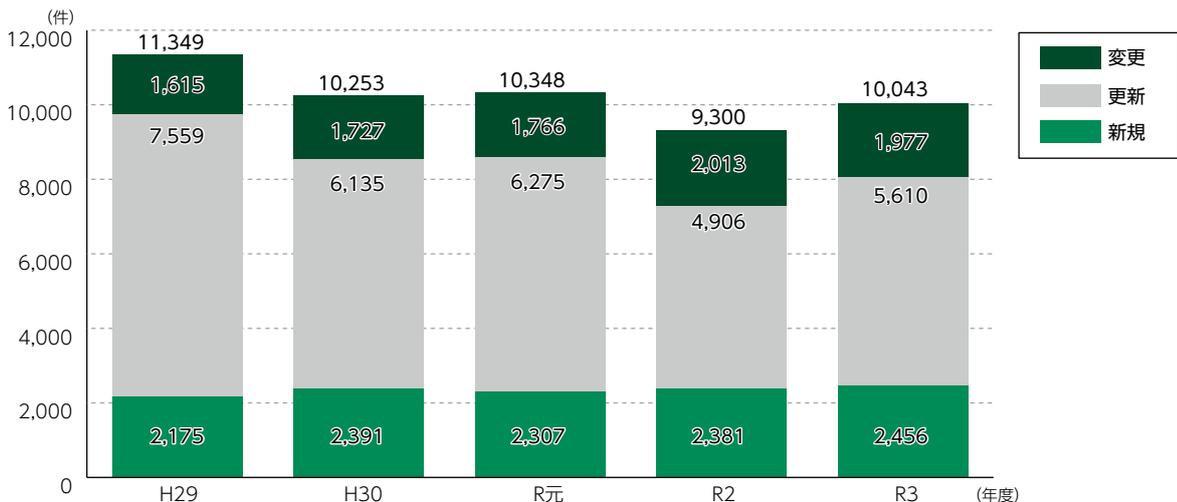
※4 要介護認定支援システムのICT化…要介護認定支援システムに取り込む認定調査票などの個人情報を紙媒体からタブレットなどに変更することです。

### ■市町村別 介護認定申請件数の推移



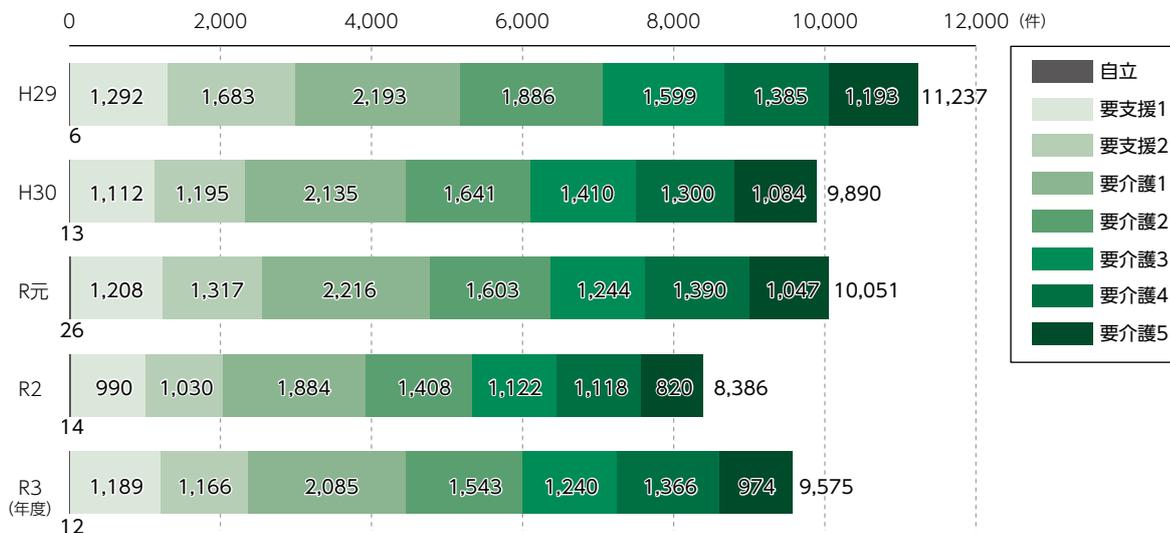
市町村名	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合
上田市	9,007	79.4%	8,146	79.4%	8,149	78.8%	7,276	78.2%	7,929	79.0%
東御市	1,473	13.0%	1,299	12.7%	1,445	14.0%	1,363	14.7%	1,437	14.3%
青木村	312	2.7%	295	2.9%	253	2.4%	246	2.6%	261	2.6%
長和町	557	4.9%	513	5.0%	501	4.8%	415	4.5%	416	4.1%
合計	11,349	100%	10,253	100%	10,348	100%	9,300	100%	10,043	100%

### ■申請区分別 介護認定申請件数の推移



申請区分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合
新規	2,175	19.2%	2,391	23.3%	2,307	22.3%	2,381	25.6%	2,456	24.4%
更新	7,559	66.6%	6,135	59.8%	6,275	60.6%	4,906	52.8%	5,610	55.9%
変更	1,615	14.2%	1,727	16.9%	1,766	17.1%	2,013	21.6%	1,977	19.7%
合計	11,349	100%	10,253	100%	10,348	100%	9,300	100%	10,043	100%

■介護認定審査判定件数の推移



(単位: 件)

年度	市町村名	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成割合
平成29年度	上田市	5	1,054	1,358	1,699	1,468	1,270	1,089	981	8,924	79.4%
	東御市	0	128	204	295	260	218	199	146	1,450	12.9%
	青木村	0	41	40	77	50	41	42	27	318	2.8%
	長和町	1	69	81	122	108	70	55	39	545	4.9%
	計	6	1,292	1,683	2,193	1,886	1,599	1,385	1,193	11,237	100%
平成30年度	上田市	13	952	975	1,709	1,270	1,071	990	857	7,837	79.2%
	東御市	0	83	131	256	244	222	180	157	1,273	12.9%
	青木村	0	28	26	63	48	46	52	17	280	2.8%
	長和町	0	49	63	107	79	71	78	53	500	5.1%
	計	13	1,112	1,195	2,135	1,641	1,410	1,300	1,084	9,890	100%
令和元年度	上田市	23	1,017	1,061	1,722	1,250	951	1,074	833	7,931	78.9%
	東御市	3	121	160	322	229	201	205	144	1,385	13.8%
	青木村	0	20	27	77	43	23	33	25	248	2.5%
	長和町	0	50	69	95	81	69	78	45	487	4.8%
	計	26	1,208	1,317	2,216	1,603	1,244	1,390	1,047	10,051	100%
令和2年度	上田市	12	814	823	1,470	1,113	863	885	638	6,618	78.9%
	東御市	1	111	139	277	213	172	152	124	1,189	14.2%
	青木村	0	39	29	52	35	26	18	16	215	2.6%
	長和町	1	26	39	85	47	61	63	42	364	4.3%
	計	14	990	1,030	1,884	1,408	1,122	1,118	820	8,386	100%
令和3年度	上田市	9	973	916	1,632	1,220	988	1,028	762	7,528	78.6%
	東御市	3	156	159	305	235	174	237	127	1,396	14.6%
	青木村	0	28	34	52	33	30	40	35	252	2.6%
	長和町	0	32	57	96	55	48	61	50	399	4.2%
	計	12	1,189	1,166	2,085	1,543	1,240	1,366	974	9,575	100%

## 今後の方針

### 1 介護認定事務の適正化

- ・公平・公正で的確な調査のため、調査員の資質向上を図ります。
- ・公平・公正で的確な審査・判定を行うため、合議体の代表者会議や委員研修の機会を設けます。
- ・申請件数の動向を注視し、適正な調査員数を計画的に確保します。
- ・審査件数の正確な把握により、適正な審査会委員数を確保します。
- ・調査、審査会において感染症対策を施し、事務環境を整えます。

### 2 関係市町村との連携

国の動向などを把握し、制度改正などに的確に対応できるよう情報収集を行うとともに、事務の効率化や迅速な審査・判定に向けて、関係市町村と連携を図ります。

## 施策

### 1 介護認定事務の適正化

- ・調査員の月例会議を開催し、必要な知識の修得に努め、適正な判断基準に沿って調査を実施します。また、居宅介護支援事業者<sup>※5</sup>などに向けて、新任認定調査員研修や現任認定調査員研修を実施するとともに、県主催の認定調査員研修への参加を促します。
- ・合議体の代表者会を開催し、各合議体の判定結果、審査・判定の手順や基準を共有・遵守することにより、公平・公正で的確な審査・判定を行います。
- ・申請件数の動向を注視しながら、適正な調査員数、審査会委員数、合議体数を確保します。

### 2 関係市町村との連携

- ・国の介護保険施策の動向などを把握して、制度改正などに的確に対応できるよう、関係市町村と連携を図ります。
- ・要介護認定支援システムのICT化やAI技術の導入による事務の効率化・迅速化に向けて、国や先行する自治体の情報を収集します。

※5 居宅介護支援事業者…介護を必要とされる方の心身の状況や、生活環境、本人・家族の希望などに沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所などとの連絡・調整、居宅支援サービス費にかかる費用の計算や請求などを、要介護者に代わって手続きする事業者のことです。

## 10

## 介護相談員派遣事業に関すること



## 経緯

- 介護相談員派遣事業は、介護相談員<sup>※1</sup>として委嘱（任期は2年）した者を介護保険施設などに派遣し、利用者の日常的な不平・不満や疑問などをお聞きし、苦情に至る事態を未然に防止することを目的に、平成14年度から実施しています。
- 10人の相談員が2人1組で訪問活動を行っています。
- 令和2年度、令和3年度の訪問活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により行えませんでした。相談員連絡会議を随時開催するとともに、新任相談員の養成研修を実施するなど、活動の再開に向けて取り組んでいます。

## 現状と課題

- 相談員は、施設への訪問機会を捉えて、施設でのサービス改善の提案を行っています。
- 相談員から提出された活動報告書は、関係市町村の介護保険担当課へ毎月送付しています。
- 介護付有料老人ホーム<sup>※2</sup>など、新たな形態の介護施設が増加・多様化しており、相談員の訪問機会を求める要望が多く寄せられています。

## 1 介護相談員の定数、訪問形態

相談員の適正数、また相談員が訪問する施設の見直しや訪問の頻度について、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、感染症流行時には予防に留意しながら検討する必要があります。

## 2 介護相談員の研修

相談員は、公正・中立な立場で相談を受けることができるよう、引き続き養成研修や現任研修などの受講が必要です。

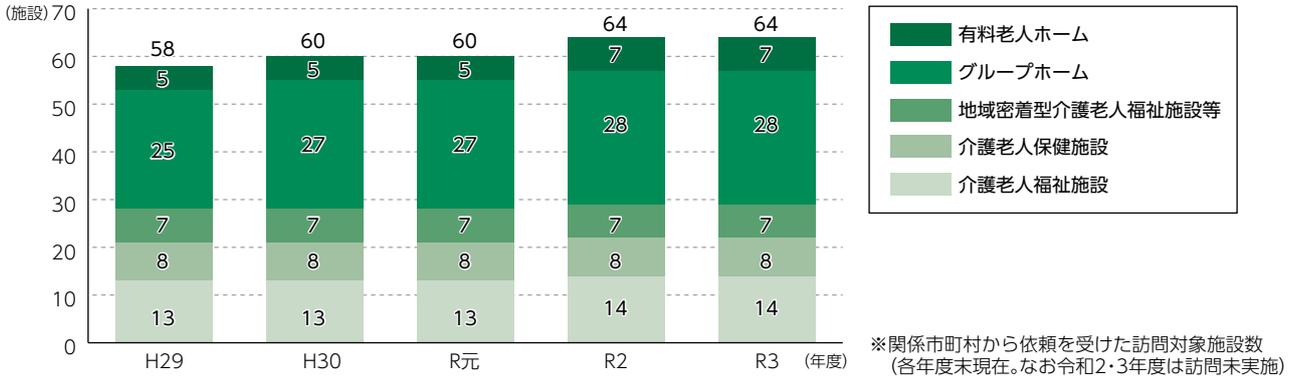
## 3 施設及び関係市町村との連携

介護サービスの質の向上を図るため、また情報を共有するため、施設職員や関係市町村職員との連携が必要です。

※1 介護相談員…令和2年4月から、介護保険外の様々なサービスを提供する有料老人ホームへも相談員が訪問できるようにするため、「サービス」という呼称が付け加えられ、「介護サービス相談員」と改められました。名称は実施主体が独自に定められる規定であることから、上田地域広域連合では既に有料老人ホームへの訪問を行っていたことや、名称変更による混乱を避けるため、これまでどおり「介護相談員」として活動しています。

※2 介護付有料老人ホーム…都道府県（又は市町村）から指定を受けた施設で、「特定施設入居者生活介護」サービスを提供しており、個々の予算に応じてグレードを選べる点が特徴です。主に民間事業者などによって運営されています。「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話のことです。

■ 訪問施設数の推移



今後の方針

1 訪問事業の充実

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者のグループホーム<sup>※3</sup>、地域密着型の介護老人福祉施設<sup>※4</sup>、介護付有料老人ホームなどに、感染症予防に留意しながら定期訪問を実施します。また、必要のある場合は随時訪問します。
- ・訪問施設や訪問頻度などを見直し、関係市町村と協議して相談員の適正な確保を図ります。

2 介護相談員の研修の実施

公正・中立な立場で相談を受けるため、介護相談員の養成研修や現任研修を実施します。

3 施設職員などとの連携の強化

施設職員との懇談会の開催により、施設のオープン化やサービスの向上など、施設運営の改善に役立つ事例を共有します。また、関係市町村職員との懇談会の開催により、施設サービスの課題や改善策などの情報を共有します。

施策

1 訪問事業の充実

感染症対策をしたうえで、相談員が地域内の介護老人福祉施設などに定期的に訪問します。

2 介護相談員の研修の実施

- ・相談員を養成し、人員体制を整備します。
- ・公正・中立な立場で相談を受けることができるよう、高齢者を取り巻く制度の理解や介護の現状把握などについて必要な研修を実施します。

3 施設職員などとの連携の強化

施設職員や関係市町村職員と連携し、利用者の希望・要望を把握するとともに、サービスなどの改善に向けて方策を探ります。

※3 認知症高齢者のグループホーム…認知症の高齢者が5人～9人のユニット単位で共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護と機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設です。介護スタッフがサポートを行いながら、入所者の認知症の進行を緩やかにすることを目的としています。

※4 地域密着型の介護老人福祉施設…利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができる、入所定員30人未満の施設（特別養護老人ホーム）です。常に介護が必要な方の入所を受け入れ、日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話などを提供し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

## 11

## 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



## 経緯

- 平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行に伴い、上田地域では関係市町村が行う障害者自立支援事務のうち、障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関する事務を、上田地域広域連合が共同処理することと決定しました。審査・判定については、合議体<sup>※1</sup>による審査会を設置し、審査を行っています。
- 平成 25 年 4 月の障害者総合支援法への改正により、障がい福祉サービスの対象に難病患者などが追加され、平成 26 年 4 月から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました<sup>※2</sup>。

## 現状と課題

新規の申請が増えており、心身の状態を適切に把握した区分判定が必要です。

### 1 審査体制の構築

- ・申請件数の増加に応じた審査体制を構築し、適正に審査会を運営する必要があります。
- ・公平・公正で迅速な審査・判定を行うため、審査会委員の研修が必要です。
- ・感染症対策を施し、審査会の運営を継続させる必要があります。

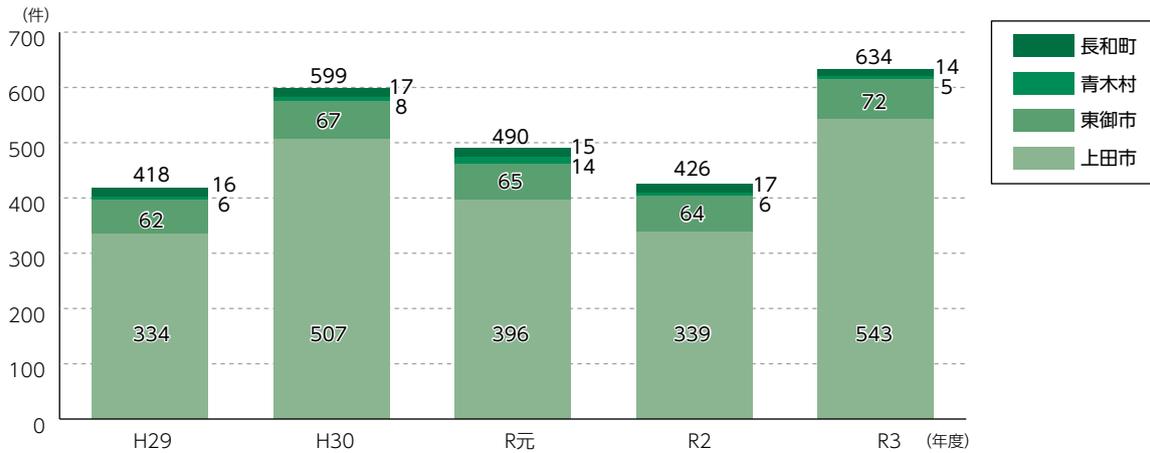
### 2 関係市町村との連携

- ・円滑な審査会の運営に向けた認定調査資料の補完事務を行うために、関係市町村と連携を密にする必要があります。
- ・的確な認定調査資料の作成に向けて、認定調査員の判断基準を統一させる必要があります。

※1 合議体…障害者介護給付費等の審査では、医療・保健・福祉の分野の専門家、識見者で組織する審査会の委員を、各分野バランスよく配置した 5 人の審査グループに分け、グループごとに審査・判定を行います。この審査グループのことを合議体といいます。10 人の委員により 2 つの合議体を構成しています。

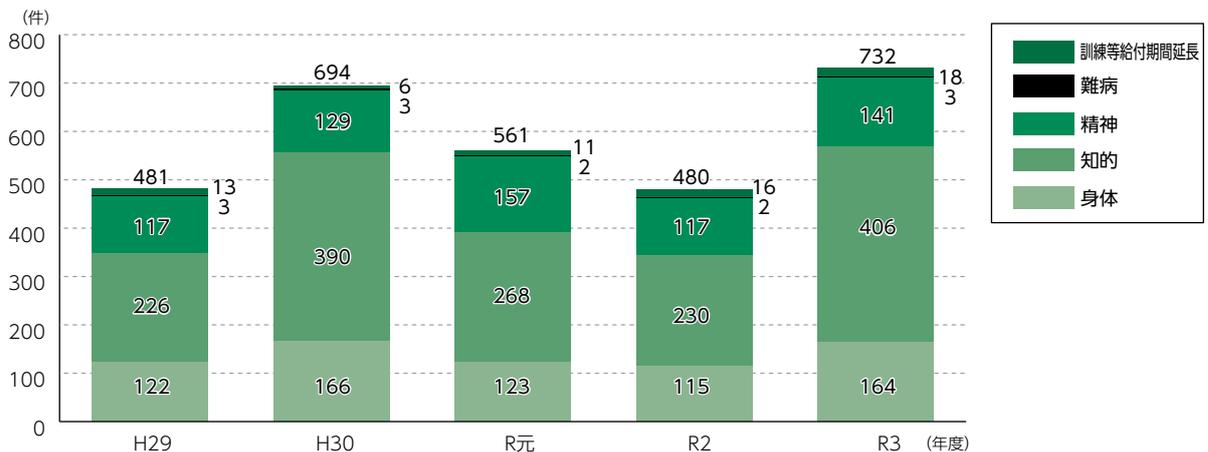
※2 「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正…障害者自立支援法では、障がい者や障がい児の自立した日常生活や社会生活に向け、必要な障害福祉サービスに係る給付やその他の支援を目的に、「障害程度区分」が規定されていました。障害者総合支援法では、知的障がいや精神障がいについて、一次判定で低く判定される傾向を改善するため、申請者の特性を反映する観点から、規定の一部を「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記し、それらの支援を総合的に行う「障害支援区分」に改正されました。

■市町村別 障害者介護給付費等申請件数の推移



市町村名	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合
上田市	334	79.9%	507	84.7%	396	80.8%	339	79.6%	543	85.6%
東御市	62	14.8%	67	11.2%	65	13.3%	64	15.0%	72	11.4%
青木村	6	1.5%	8	1.3%	14	2.8%	6	1.4%	5	0.8%
長和町	16	3.8%	17	2.8%	15	3.1%	17	4.0%	14	2.2%
合計	418	100%	599	100%	490	100%	426	100%	634	100%

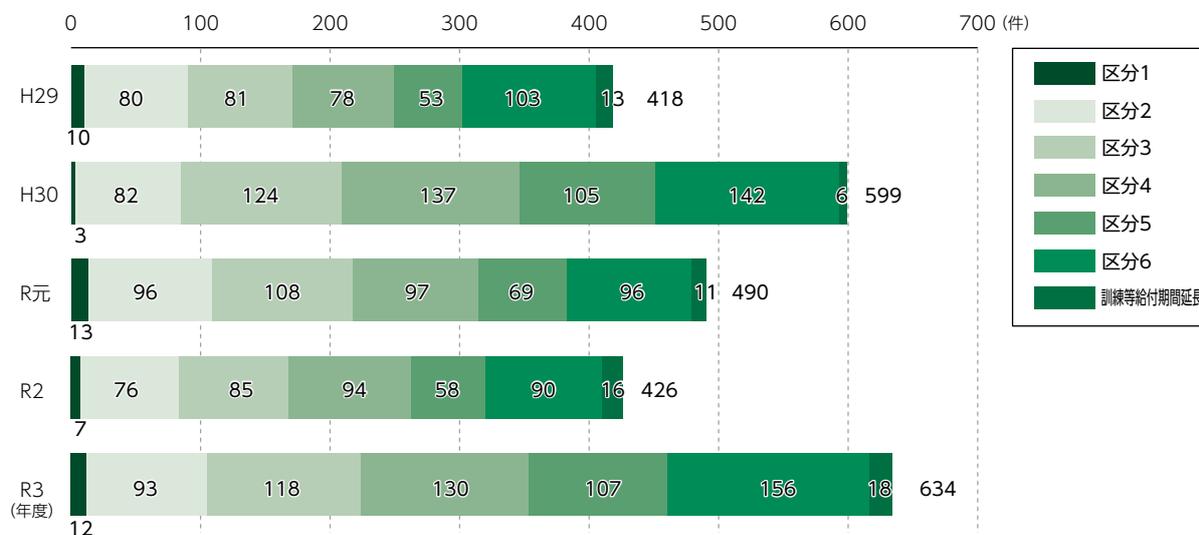
■障害種類別 障害者介護給付費等申請件数の推移



障害種別	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合	件数(件)	構成割合
身体	122	25.4%	166	23.9%	123	21.9%	115	24.0%	164	22.4%
知的	226	47.0%	390	56.2%	268	47.8%	230	47.9%	406	55.5%
精神	117	24.3%	129	18.6%	157	28.0%	117	24.4%	141	19.3%
難病	3	0.6%	3	0.4%	2	0.3%	2	0.4%	3	0.4%
訓練等給付期間延長	13	2.7%	6	0.9%	11	2.0%	16	3.3%	18	2.4%
合計	481	100%	694	100%	561	100%	480	100%	732	100%

※障害種類の重複申請があるため、(1)の申請件数とは一致しない。

■障害者介護給付費等審査判定件数の推移



(単位: 件)

年度	市町村名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	訓練等給付期間延長	合計	構成割合
平成29年度	上田市	9	66	57	66	43	81	12	334	79.9%
	東御市	1	9	17	11	9	14	1	62	14.8%
	青木村	0	1	3	0	1	1	0	6	1.5%
	長和町	0	4	4	1	0	7	0	16	3.8%
	計	10	80	81	78	53	103	13	418	100%
平成30年度	上田市	3	71	100	119	90	120	4	507	84.7%
	東御市	0	5	19	15	7	19	2	67	11.2%
	青木村	0	0	2	2	3	1	0	8	1.3%
	長和町	0	6	3	1	5	2	0	17	2.8%
	計	3	82	124	137	105	142	6	599	100%
令和元年度	上田市	11	76	86	80	57	77	9	396	80.8%
	東御市	0	11	18	13	9	12	2	65	13.3%
	青木村	1	4	1	4	1	3	0	14	2.8%
	長和町	1	5	3	0	2	4	0	15	3.1%
	計	13	96	108	97	69	96	11	490	100%
令和2年度	上田市	6	62	68	76	47	66	14	339	79.6%
	東御市	1	9	15	13	9	16	1	64	15.0%
	青木村	0	1	1	1	1	2	0	6	1.4%
	長和町	0	4	1	4	1	6	1	17	4.0%
	計	7	76	85	94	58	90	16	426	100%
令和3年度	上田市	11	80	100	111	87	136	18	543	85.6%
	東御市	1	10	16	15	13	17	0	72	11.4%
	青木村	0	1	1	0	3	0	0	5	0.8%
	長和町	0	2	1	4	4	3	0	14	2.2%
	計	12	93	118	130	107	156	18	634	100%

## 今後の 方針

### 1 障害者介護給付費等審査会の運営

- ・審査会は、医療・保健・福祉の分野の専門家、識見者で組織し、公平・公正で的確な審査・判定に努めます。
- ・審査会において感染症対策を施し、事務環境を整えます。

### 2 関係市町村との連携

制度改正などの把握のための情報収集や、的確な認定調査資料の作成に向けて、関係市町村と連携を図ります。

## 施策

### 1 障害者介護給付費等審査会における適正な審査の実施

公平・公正な審査・判定が行えるよう、審査会委員としての資質向上を目指した研修の機会を設け、合議体代表者会議を開催します。

### 2 関係市町村との連携

障がい福祉に関する制度の理解や、認定調査資料の作成に係る判断基準の統一に向けて、市町村担当者会議を開催します。

## 12

## 地域医療対策事業に関すること

## 経緯

県内でも医療従事者が少ない地域である上小医療圏では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための医療提供体制の構築が課題となっています。県は「信州保健医療総合計画」を策定し、各医療圏における医療提供体制の充実・強化などにより、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制の構築を目指しています。上小医療圏においては、二次救急医療の圏域内での完結に向けて、医療従事者の確保が進められています。

上田地域広域連合では、これまで地域の中核病院である信州上田医療センターなどへの財政支援を行ってきました。

1 病院群輪番制<sup>※1</sup> 病院運営事業

県の制度導入を受け、昭和54年度から病院群輪番制病院運営事業を開始し、圏域内の休日・夜間の救急体制を整備しました。平成17年度に国・県からの補助金は廃止されましたが、関係市町村の負担金により事業を継続しています。

## 2 「長野県上小医療圏地域医療再生計画」に基づく事業（平成21年度～平成25年度）

県の地域医療再生基金<sup>※2</sup>を活用した補助を受けながら、医療従事者の確保や病院群輪番制病院、信州上田医療センターの放射線治療装置整備、佐久総合病院佐久医療センターの建設などに対して財政支援を行いました。

## 3 「長野県上小医療圏地域医療再生計画」終了後の継続事業（平成26年度～平成30年度）

計画で掲げた目標を将来にわたって安定的に維持する必要があるとして、計画終了後もふるさと基金原資を財源に事業を継続し、信州上田医療センターや病院群輪番制病院、上田市医師会などに対して財政支援を行いました。

## 4 地域医療対策事業（令和元年度～令和5年度）

関係市町村や医療機関などとの協議の結果、ふるさと基金原資を財源に、5年の期間を定めて引き続き財政支援を行うこととしました。

## 5 その他

長野県厚生農業協同組合連合会、佐久広域連合からの佐久総合病院佐久医療センターに対する財政支援の要望を受け、関係市町村と協議した結果、上小医療圏の三次救急医療を佐久医療センターが担っていることなどを踏まえ、財政支援を行うこととし、平成30年度、令和3年度に運営費に対して補助金を交付しました。

※1 病院群輪番制度…休日・夜間において、救急車により直接搬送される急患や、一次（初期）救急医療機関から転送される重症救急患者に対応するために、医療機関の協力を得て、年間を通じ輪番制方式により、二次救急医療を受けられる制度です。

※2 地域医療再生基金…地域の医師確保や救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、国の交付金を原資に県が設置した基金です。救急医療と周産期医療の再構築を核とした上小医療圏の再生などを目指し活用されました。

## 6 構成市町村地域医療対策連絡会議

上田地域における医療の現状把握や情報の共有化により、医療従事者確保などの課題の解決に向けた対策について検討を行うため、平成20年度に上田地域広域連合と関係市町村による「構成市町村地域医療対策連絡会議」を設置し、調査研究を行っています。

### 上小医療圏の救急医療体制

患者の症状の重症度に応じ、次のとおり救急医療体制をとっています。

区 分	患者の症状（程度）	対応する医療機関
一次救急 (初期救急)	軽度のけがや病気 (入院治療を必要としない程度)	かかりつけ医、休日緊急医、 上田市内科・小児科初期救急センター
二次救急	入院や手術を必要とする重症の場合	病院群輪番制病院、輪番制病院後方支援 病院（信州上田医療センター）
三次救急	重篤な救急患者の場合 (高度医療を必要とする程度)	救命救急センター（佐久総合病院佐久医 療センター、信州大学医学部附属病院等）

### 病院群輪番制病院

(五十音順)

市町村名	病 院 名
上田市	安藤病院、上田病院、鹿教湯病院、小林脳神経外科・神経内科病院、 塩田病院、花園病院、丸子中央病院、柳澤病院
東御市	東御市民病院
長和町	国保依田窪病院

## 現状と課題

### 1 圏域外への救急搬送割合

令和3年度の圏域外への救急搬送割合は12.6%で、5年前（平成28年度）の12.8%よりも0.2%減少しています。

### 2 医療従事者

令和2年末時点における上小医療圏の医療施設従事医師数は人口10万人あたり167.1人で、県内10医療圏中2番目に少なく、県や全国平均を大きく下回っています。また看護師数は人口10万人あたり1,002.6人で、10医療圏中3番目に少なく、県や全国平均を下回っています。

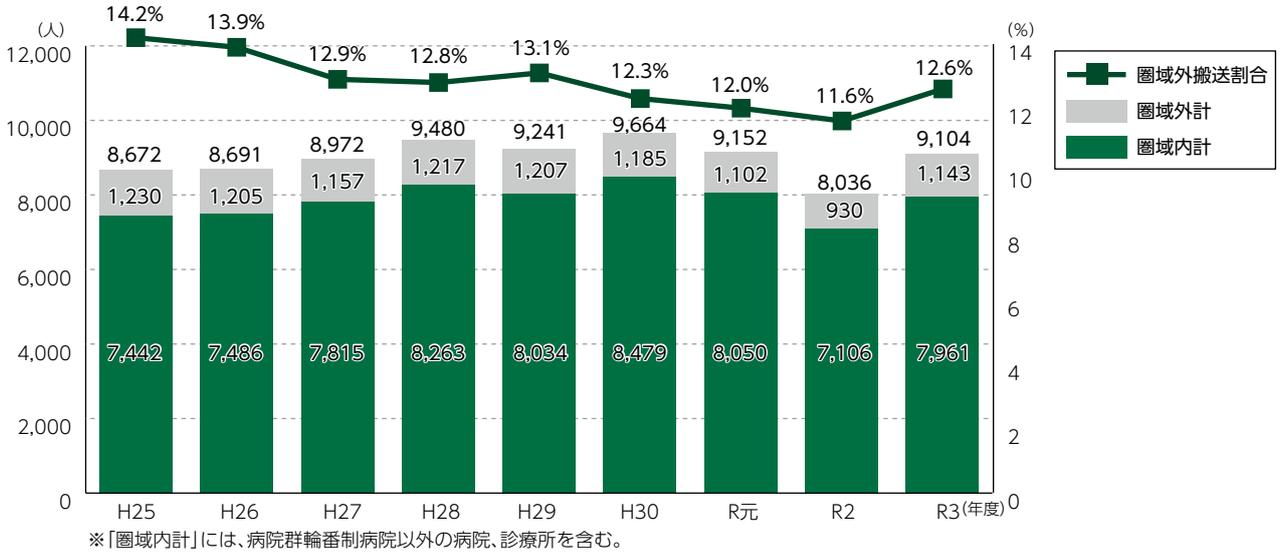
### 3 病院群輪番制病院

現在、10病院により病院群輪番制病院を構成・運営し、年間を通して休日・夜間の救急体制を確保しています。住民の安全と健康を守るために、病院群輪番制病院の果たす役割は重要ですが、輪番参加による病院の負担は、休日・夜間における医師の確保難を背景に増加しています。

### 4 新たな地域医療対策

令和元年度から令和5年度までを計画期間とした地域医療対策事業では、信州上田医療センターの医療従事者の確保や病院群輪番制病院、上田市医師会などへの財政支援を、ふるさと基金原資を財源として実施していますが、令和6年度以降の地域医療対策事業の内容や財源については、関係市町村や関係機関、県と協議を行う必要があります。

■救急搬送収容人員と圏域外搬送割合の推移



■医療機関などへの主な財政支援事業

年 度	事 業 名	事 業 内 容	財 源
昭和 54 年度～	—	病院群輪番制病院運営事業	市町村負担金等
平成 21 年度 ～ 平成 25 年度	長野県上小医療圏 地域医療再生計画 に 基 づく 事 業	医療機能の維持等に対する支援に関する条例に係る事業 (医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、 医師長期勤務報奨金事業)	ふるさと基金
		信州上田医療センターがん放射線治療装置整備事業	
		佐久総合病院佐久医療センター施設等整備事業	
平成 26 年度 ～ 平成 30 年度	長野県上小医療圏 地域医療再生計画 終了後の継続事業	信州上田医療センター医師確保事業	ふるさと基金
		医療機能の維持等に対する支援に関する条例に係る事業 (医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、 医師長期勤務報奨金事業)	
		看護師修学資金支援事業 (平成 29 年度、平成 30 年度)	
		病院群輪番制病院等救急搬送収容事業	
		病院群輪番制病院後方支援事業	
令和元年度 ～ 令和 5 年度	地域医療対策事業	次表に記載	ふるさと基金
平成 30 年度、 令和 3 年度	—	佐久総合病院佐久医療センター運営費補助事業	市町村負担金

## ■ 地域医療対策事業（令和元年度～令和5年度）

No.	事業名	事業内容
1	信州上田医療センター医療従事者確保事業	信州上田医療センターのグランドデザインに掲げる、中核病院としての診療機能の充実を図るため、将来の信州上田医療センターの医療従事者確保を目的として補助金を交付（令和3年度：看護師確保への支援を追加）
2	医師研究資金貸与事業	信州上田医療センターの産婦人科、小児科、麻酔科の常勤医師に対して研究資金を貸与
3	医師就労支援給付金事業	信州上田医療センターの産婦人科の常勤医師に対し、家賃から住居手当を控除した額を給付金として交付
4	医師長期勤務報奨金事業	信州上田医療センターの産婦人科で5年以上勤務した常勤医師に対し、1年間を経過するごとに報奨金を交付（最大10年）
5	看護師修学資金支援事業	看護師の安定的な確保を図るため、上田市医師会が実施する看護師修学資金支援事業に対して補助金を交付（令和元年度：補助対象を拡大）
6	病院群輪番制病院等救急搬送収容事業	救急搬送患者の収容実績に応じ、病院群輪番制病院、後方支援病院（信州上田医療センター）に対して補助金を交付（令和2年度：補助基準額を増額）
7	病院群輪番制病院後方支援事業	安定した救急患者の受け入れを行うため、病院群輪番制病院の後方支援病院として位置付けた信州上田医療センターに対して補助金を交付（令和3年度：補助基準額を増額）


 今後の  
方針

## 1 上小医療圏内での二次救急医療の完結

上田地域広域連合では、これまで二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院や、地域の中核病院である信州上田医療センターの医療従事者確保に向けた財政支援などを実施してきました。今後も上小医療圏内での二次救急医療の完結を目指します。

## 2 関係市町村などとの役割分担

関係市町村や関係機関、県と役割を分担しながら、連携して地域医療対策を実施します。

## 3 地域医療対策の課題の調整

地域医療に関する課題について、関係市町村や関係機関、県と協議・調整を図ります。

## 4 適正な二次救急医療利用の周知

関係市町村と連携して、適正な二次救急医療利用のための住民周知に取り組みます。


 施策

- 病院群輪番制病院運営事業については、要綱に基づいた適正な補助金の交付を行います。
- 令和6年度以降の地域医療対策事業は、内容や財源などについて関係市町村や関係機関、県と協議を重ねた上で実施します。
- 「構成市町村地域医療対策連絡会議」を中心に、地域医療の課題について、関係市町村と調査研究・協議・調整を行います。

## 13

## 経緯

## し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること



- 昭和34年に上田市のし尿処理場として設置され、全面更新された現施設は、平成9年12月から稼働しています。運営主体は、上田市で始まり、上田・小県し尿処理場組合、上小衛生施設組合、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、平成10年4月から上田地域広域連合となりました。



- 下水道普及率の向上により、し尿などの処理量が大幅に減少したうえに、設備などが耐用年数を超えていることから、将来のし尿処理のあり方について検討しました。今後のし尿などの処理については、各市町村の責任で行うことを決定し、清浄園を廃止する予定です。東御市、青木村、長和町では処理の移行が完了し、上田市では処理の移行を進めています。

## 現状と課題

## 1 処理量の減少

施設の処理能力は1日あたり280キロリットルですが、令和3年度の処理量は1日平均65.0キロリットルと、処理能力の4分の1以下まで減少しています。

## 2 市町村によるし尿処理

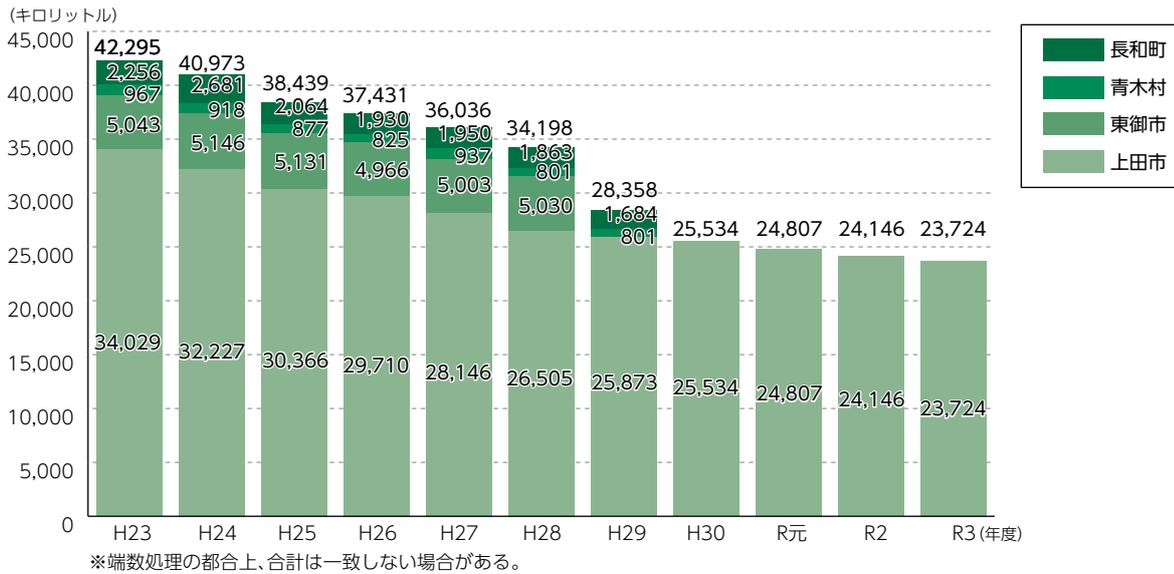
し尿などの処理は、各市町村の責任で行う方針に基づき、東御市は平成29年度から川西保健衛生施設組合の衛生センターで処理を行い、長和町と青木村は平成30年度から長和町汚泥再生処理センターで共同処理を行っています。上田市は、公共下水道南部終末処理場の敷地内に、し尿前処理下水道投入施設の建設を進めています。

## 3 維持管理

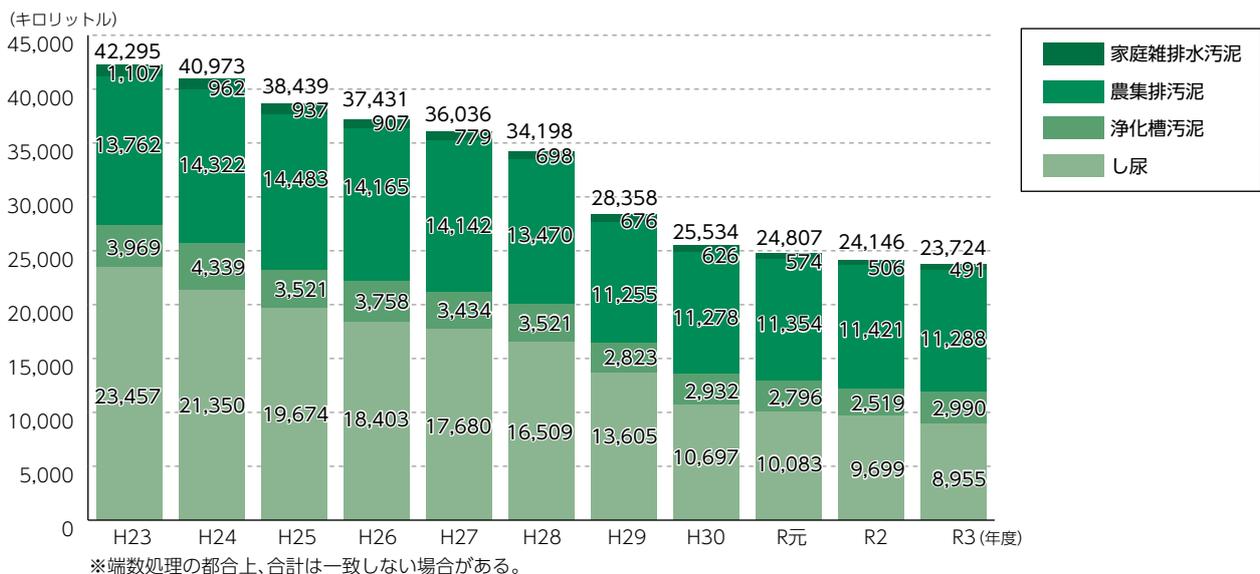
- ・処理量が減少している一方で、老朽化により設備故障の頻度が増加傾向にありますが、今後も適正処理のため、計画的なメンテナンスに努めながら維持管理を継続していく必要があります。

・汚泥焼却灰から作る肥料（サラ・さらさ<sup>※1</sup>）については、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故の影響により配付を中止していましたが、放射性物質濃度が安全なレベルまで低下したため、平成28年9月から配付を再開しています。

■市町村別 清浄園投入量の推移



■汚泥別 清浄園投入量の推移



※1 サラ・さらさ…清浄園で発生する有機汚泥を乾燥させ焼却した灰を、「サラ・さらさ」という名称で肥料登録し、家庭菜園や花壇などの肥料として用いています。砂状で扱いやすく、リン酸、カリの成分が多く含まれており、水銀、ヒ素、カドミウムなどの有害金属はほとんど含まれていません。

## 今後の 方針

### 1 安全・安心な施設の維持管理と効率的な運転管理

計画的なメンテナンスを行い、安全で安心な施設の維持管理に努めるとともに、処理コストを意識した効率的な運転管理に努めます。

### 2 清浄園の廃止

上田市の新たな受入施設であるし尿前処理下水道投入施設の稼働後、清浄園を廃止します。

## 施策

### 1 施設の維持管理と運転管理

廃止時期を見据え、計画的な点検や修繕の実施により適切な維持管理を行うとともに、減少していく処理量に対応した効率的な運転管理に努めます。

### 2 施設の安全管理

施設から排出される放流水や大気汚染物質などの検査を定期的に行い、安全で安心な施設を維持します。

### 3 汚泥焼却灰の資源化

「サラ・さらさ」については、放射性物質濃度を監視しながら、配付量や配付方法の見直しを検討し、焼却灰の資源化量を増やすとともに経費の節減を図ります。

### 4 周辺地域への情報提供と信頼関係の維持

- ・施設の管理運営の状況については、周辺地域の代表者で組織される「公害防止連絡員会議」などを通じて報告し、地域の理解と協力が得られるよう、誠意を持って対応します。
- ・地元住民への情報提供を積極的に行い、施設への信頼や理解が深まるよう努めます。

### 5 清浄園の廃止

- ・廃止に向けた手続きなどは、跡地利用計画などに沿って関係市町村と連携し、必要に応じて速やかに行います。
- ・解体撤去費については、広域処理を長年継続してきたことから、関係市町村が応分の負担をすることとします。

## 14

ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して  
広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

## 経緯

- 循環型社会の構築を目的とし、ごみ処理広域化に向けての基本的な考え方を示した「ごみ処理広域化計画<sup>※1</sup>」(平成11年3月策定、平成21年11月改訂、平成28年2月改訂)については、令和3年3月、「第4次ごみ処理広域化計画」(以下「第4次計画」という。)として改訂しました。第4次計画では、改めて令和7年度の可燃ごみ減量化目標値を設定し、上田地域広域連合及び関係市町村は、さらなるごみの減量・再資源化に取り組むこととしています。
- 焼却時に発生するダイオキシン類などの有害物質の軽減、ごみ処理経費の削減、焼却熱エネルギーの有効活用、温室効果ガスの排出抑制などを目的に、既存施設の統合・広域的なごみ処理の早期実現を目指しています。

## 現状と課題

## 1 ごみ減量・再資源化

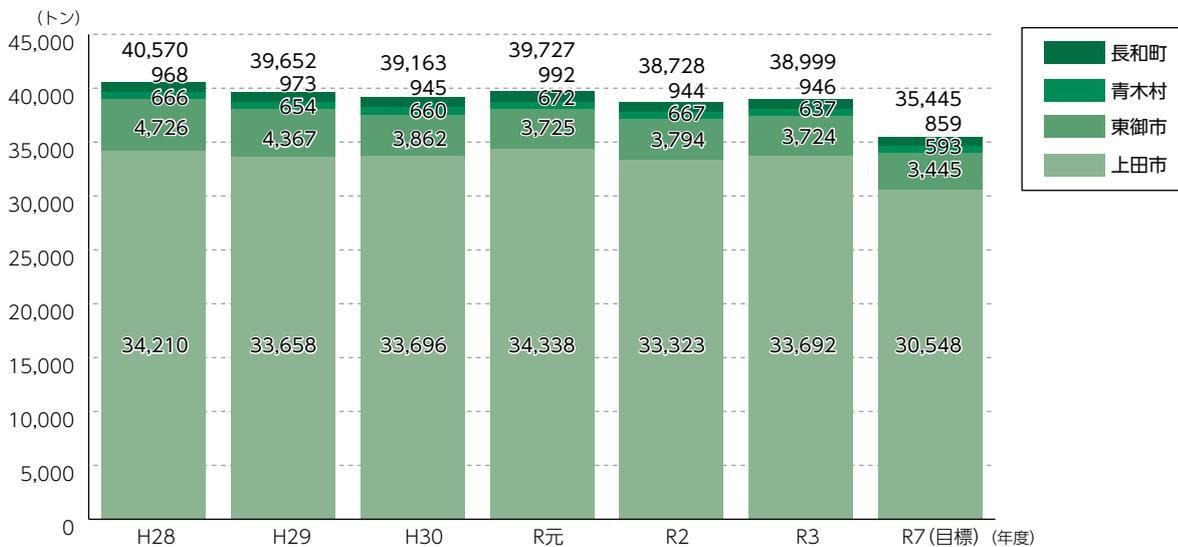
- ・ 第3次計画の可燃ごみ減量化目標値、令和2年度36,933トン/年に対して、令和2年度実績値38,728トン/年であり、さらに1,795トン/年の減量が必要でした。
- ・ 第4次計画では、ごみの減量・再資源化をより一層推進するため、令和7年度を目標年度として、新たな可燃ごみ減量化目標値を設定しました。上田地域で、令和元年度実績比4,282トン減(10.8%)、35,445トン/年を目標値としています。
- ・ 生ごみ堆肥化などの取組については、関係市町村において減量化機器購入費補助金制度のさらなる充実を図っています。また、独自の取組として、東御市、長和町は、既に堆肥化施設が運営されているほか、上田市では有機物リサイクル施設建設に向けた検討、青木村では竹チップ活用プロジェクトによる竹チップの生ごみ堆肥化への活用などを実施しています。
- ・ 上田地域広域連合では、定期広報による住民意識の啓発と、各クリーンセンターにおける内容物点検などを実施しています。

※1 **ごみ処理広域化計画**…上田地域(上田市、東御市、長和町、青木村)の広域的なごみ処理における基本的な方向性と、ごみの減量・再資源化に向けた上田地域広域連合及び関係市町村の取り組むべき施策を示した計画です。

## 2 広域的なごみ処理

- ・上田地域の可燃ごみについては、上田・丸子・東部の3クリーンセンターで焼却処理を行っていますが、3施設とも老朽化が進み、安全・安心な施設運営を続けるための維持管理費が年々増加傾向にあります。このため、早期の資源循環型施設（統合クリーンセンター）の整備が必要になっています。
- ・資源循環型施設の整備については、平成24年6月、清浄園用地を建設候補地とする提案後、地元住民の皆様と話し合いを続けています。令和2年11月には、地元住民の皆様の理解を得て環境影響評価に着手しており、今後も、地元住民の皆様との信頼関係を築きながら、早期建設を目指します。
- ・上田地域の不燃ごみについては、民間委託により処理を行っているほか、上田市不燃物処理資源化施設と東御市不燃物処理施設で中間処理を行っています。この既存施設を統合した統合リサイクルプラザで広域的な処理を行う計画でしたが、地元負担の軽減、不燃物処理民間業者の活用の観点から、不燃ごみの広域処理は行わず、分離・分散方式とします。
- ・今後は、老朽化した上田市、東御市の不燃物処理施設の更新・整備も含め、関係市町村と連携し、不燃物処理の方向性を検討する必要があります。
- ・現在、上田地域内で市町村が管理運営している最終処分場においては、プラスチック類の資源化や焼却灰の資源化委託処理などにより、埋め立て量を減量し、延命化している状況です。しかし、恒久的に民間処理ができる保証がないため、資源循環型施設の整備に伴い、上田地域広域連合として最終処分場の整備が必要となっています。

■ごみの減量化実績の推移及び目標



## 今後の方針

### 1 循環型社会の構築

第4次計画に基づき、3R（スリーアール）<sup>※2</sup>の推進やごみの減量・再資源化など、環境負荷の少ない広域的な循環型社会の構築に向け、住民の協力をいただきながら、さらなる取組の強化を図ります。

### 2 広域的なごみ処理の推進

#### (1) 地元自治会などとの合意形成

早期の施設整備に向け、地元自治会などと施設建設についての合意形成を図ります。

#### (2) 資源循環型施設整備の基本方針

- ①環境への負荷を低減し、安全で安定した環境にやさしい施設
- ②発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設
- ③周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設
- ④施設建設地の基盤整備と地域振興による快適な生活環境の創造
- ⑤災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設

#### (3) 最終処分場の基本方針

上田地域内でのごみの処理・処分を基本とし、上田地域広域連合が最終処分場の整備を行います。建設場所は、資源循環型施設の建設地以外の市町村が受け持つことを基本とします。

## 施策

### 1 ごみの減量・再資源化

- ・第4次計画の可燃ごみ減量化目標値の達成に努めます。
- ・関係市町村と連携し、廃棄物の発生抑制・再利用の促進・資源化の促進、生ごみの堆肥化の推進、ごみの分別のさらなる徹底などを推進します。
- ・ごみの分別方法の徹底を図り、資源化を推進します。
- ・可燃ごみの減量・再資源化を積極的に推進することにより、統合クリーンセンターを環境に配慮したコンパクトな施設とします。

### 2 地元との合意形成

- ・地元住民に施設建設に関する理解を深めていただくため、意見交換会、説明会、協議会など話し合いを積み重ねていきます。
- ・地元住民に施設建設の判断材料を提供するために、環境影響評価などの調査を実施するとともに、施設整備計画を策定します。
- ・施設整備に関連して、周辺地域の環境整備や振興策などを実施します。
- ・地元自治会などと公害防止協定などの協定を締結するほか、公害防止連絡員会議など定期的な管理運営体制を検討します。

※2 3R（スリーアール）…リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった言葉。最近では、3Rにリフューズ（ごみの発生を断る）、リペア（修理して使う）などを加えた5R（ファイブアール）や、3R + Renewable（リニューアブル・再生可能資源への代替）などの言葉が使われ始めています。

### 3 資源循環型施設

- ・最新鋭の技術を導入し、安全・安心な施設とします。
- ・排ガス中のダイオキシン類など有害物質に対して、自主基準値を設定するなど、排出抑制に最大限努めます。
- ・脱炭素社会へ貢献するため、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・焼却処理による熱エネルギーを発電などにより回収し、有効利用を図ります。
- ・景観など周辺と調和した良好な環境の創出により、人が憩い集える場所とします。
- ・体験学習やりサイクルを推進するプラザ機能など、環境教育の拠点となる施設とします。
- ・災害時には、災害廃棄物の迅速な焼却処理を行うとともに、停電時の電力供給など防災拠点としての機能を持たせることを検討します。
- ・施設整備などに係る多額の事業費負担を軽減するために、循環型社会形成推進交付金をはじめとした財源の確保に努めます。
- ・令和6年度に完了予定の「資源循環型施設建設に係る環境影響評価」の結果に従い、周辺環境への影響を可能な限り低減する施設とします。

### 4 不燃物処理施設

- ・広域的な不燃物処理施設は、資源循環型施設に併設せず、統合ではなく分離・分散方式とします。
- ・資源化を推進し、焼却施設への負荷を軽減させます。
- ・民間活力を活用します。

### 5 最終処分場

- ・最終処分場の建設には長い年月が必要であり、候補地選定に係る取組を早期に着手します。
- ・廃棄物処理をトータルで捉え、長期間の民間委託を活用する事例も多いことから、廃棄物処理の効率性と確実性に配慮していきます。

# 15

## ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること



### 経緯

上田地域広域連合は、平成 10 年 4 月から、上田クリーンセンター、丸子クリーンセンター、東部クリーンセンターの 3 施設を管理運営しています。

#### 1 上田クリーンセンター

昭和 41 年に上田市、塩田町、川西村のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、昭和 61 年 4 月から稼働しています。運営主体は、上田市外 2 カ町村じんかい焼却場組合で始まり、上田市真田町じんかい焼却場組合、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。



#### 2 丸子クリーンセンター

昭和 43 年に丸子町のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、平成 4 年 4 月から稼働しています。運営主体は、丸子町を経て、上田地域広域連合となりました。



#### 3 東部クリーンセンター

昭和 43 年に東部町のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、平成 5 年 9 月から稼働しています。運営主体は、東部町を経て、上田地域広域連合となりました。



#### ごみ焼却施設

施設名	上田クリーンセンター	丸子クリーンセンター	東部クリーンセンター
区分			
処理能力	200t/日 (100t/24h 2 炉)	40t/日 (20t/16h 2 炉)	30t/日 (15t/ 8h 2 炉)
処理方式	全連続運転式 ストーカ炉	准連続運転式 ストーカ炉	機械化バッチ運転式 ストーカ炉
稼働開始年	昭和61年4月	平成4年4月	平成5年9月
灰の処理方法	セメント固化方式	主灰は加湿方式 飛灰はキレート方式	主灰は加湿方式 飛灰はキレート方式
搬入市町村	上田市(上田地域・真田地域) 青木村	上田市(丸子地域・武石地域) 長和町	東御市

現状と課題

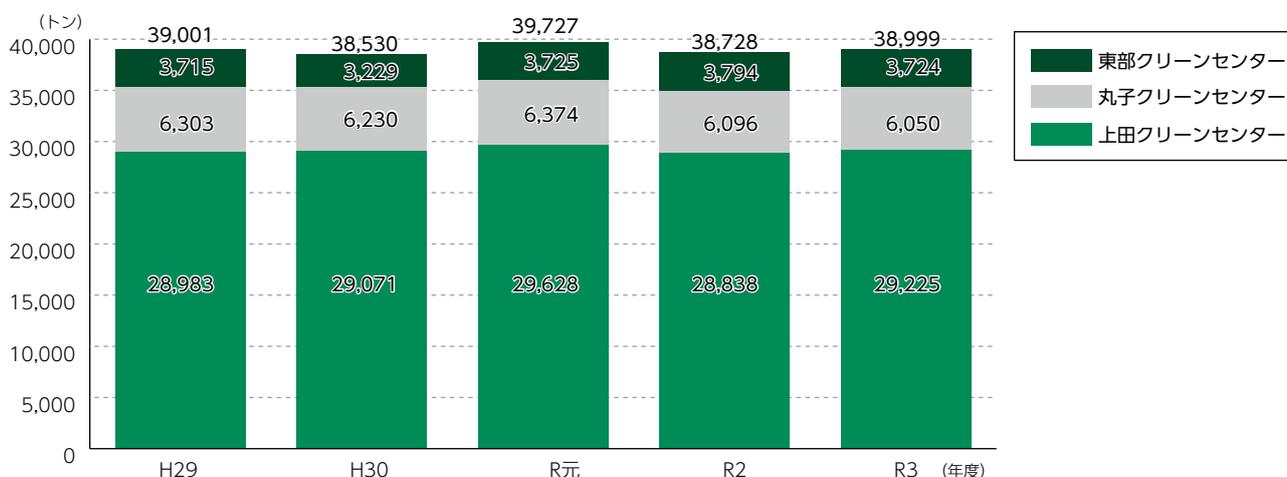
1 現クリーンセンターの延命化と資源循環型施設の建設

- ・本計画期間中に3施設はいずれも築35年を超えることになり、維持・延命化はより大きな課題となっています。
- ・施設の維持・修繕費は増加傾向にありますが、老朽化に伴い、今後も引き続き相応の経費がかかることが想定されます。
- ・3施設に替わる資源循環型施設については、早期建設に向け取り組んでいます。
- ・資源循環型施設の稼働までには、調査、合意形成、建設などが必要な状況であり、それまでの間は、現施設を安全・安心な状態で維持していく必要があります。

2 ごみの減量・再資源化

- ・クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量については、平成13年度の51,369トン/年をピークに減少傾向にあり、令和3年度は38,999トン/年と24.1%の減量となっています。
- ・ごみの減量により、クリーンセンターの焼却設備にかかる負担は軽減されていますが、令和7年度の可燃ごみ減量化目標値35,445トン/年の達成に向け、さらなる取組が必要です。

■可燃ごみ搬入量の推移



※東御市北御牧地区の可燃ごみは、平成30年度まで川西保健衛生施設組合で処理。令和元年度から東部クリーンセンターで処理。

■排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果の推移

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設名	基準値	測定箇所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上田クリーンセンター	1	1号炉	0.0004	0.00027	0.00035	0.00051	0.0038
		2号炉	0.00044	0.00023	0	0.0057	0.00074
丸子クリーンセンター	10	1号炉	0.054	0.051	0.081	0.033	0.048
		2号炉	0.053	0.03	0.059	0.035	0.16
東部クリーンセンター	10	1号炉	0.00027	0	0.00048	0.0055	0.003
		2号炉	0.0074	0.11	0.0051	0.023	0.0074

※ng(ナノグラム)：10億分の1グラム

TEQ：ダイオキシン類には様々な種類があり、それぞれ毒性の強さが異なるので、最も毒性の強い物質の毒性を1として、ほかのダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値

m<sup>3</sup>N：0℃、1気圧に換算した1立方メートルの気体量

## 今後の方針

### 1 施設の延命化

資源循環型施設が稼働するまで、現施設の延命化を図ります。

### 2 安全・安心な施設運営

計画的な維持・修繕を実施していくとともに、有害物質の発生を極力抑制する適切な運転管理により、安全・安心な施設運営に努めます。

### 3 ごみの減量・再資源化の推進と分別の徹底

- ・関係市町村と連携し、住民の協力をいただきながら、さらなるごみの減量・再資源化を推進し、焼却量の低減を図ります。
- ・ごみの分別を徹底することにより、安定的で適正な焼却処理を確保します。

## 施策

### 1 施設の維持管理と延命化

- ・資源循環型施設の稼働時期を見据えた上で、精密機能検査の結果に基づく計画的で適切な維持管理を行い、効率的に施設の延命化を図ります。
- ・保守・点検を充実し、設備の故障を未然に防ぎます。

### 2 施設の安全管理と運転管理

- ・排ガス中に含まれるダイオキシン類などの有害物質の検査を定期的に行い、安全・安心な施設を維持します。
- ・焼却温度の遵守など、日常の運転管理に最善の注意を払い、有害物質の発生抑制に努めます。
- ・台風などの災害に備え、平時から防災訓練などを行うとともに、近隣市町村との連携など、非常時における施設の維持管理体制の強化を図ります。

### 3 焼却灰の資源化

施設から排出される焼却灰については、放射性物質濃度を監視しながら資源化を推進します。

### 4 周辺地域への情報提供と信頼関係の構築

- ・施設の管理運営に際しては、周辺自治会など住民の理解と協力を得られるよう、誠意を持って対応します。
- ・地元住民への情報提供を積極的に行い、施設への信頼や理解が深まるよう努めます。

### 5 ごみの減量・再資源化と分別の徹底

- ・関係市町村と連携しながら、ごみ減量・再資源化施策を推進し、可燃ごみ減量化目標値の達成に努めます。
- ・焼却量を低減することにより、周辺地域の環境負荷を軽減するとともに、老朽化が進んでいる焼却設備の負担を軽減します。
- ・積極的な広報・啓発により、可燃ごみへの不燃物や資源物の混入を排除し、安定的な焼却処理の確保と資源化率の向上を図ります。
- ・クリーンセンターに直接搬入される事業系可燃ごみの内容物点検を実施することにより、適正なごみ搬入の指導・減量に取り組みます。

## 16

## 斎場の設置、管理及び運営に関すること



## 経緯

上田地域広域連合は、平成 10 年 4 月から大星斎場、依田窪斎場の 2 施設を管理運営しています。

## 1 大星斎場

昭和 45 年に上田市、東部町、真田町、川西村、青木村の斎場として設置され、昭和 47 年の施設更新の後、必要な改修工事を重ね、現在に至っています。運営主体は、大星斎場組合で始まり、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。



## 2 依田窪斎場

昭和 40 年に丸子町、長門町、武石村、和田村の斎場として設置され、平成 8 年の全面更新を経て現在に至っています。運営主体は、依田窪火葬場組合で始まり、依田窪広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。



## 3 利用区域の撤廃及び斎場使用料の見直し

令和 4 年度に斎場利用検討委員会で検討を行い、地元自治会、関係市町村との協議を経て、利用区域の撤廃、斎場使用料の見直しを行いました。

## 現状と課題

## 1 火葬件数

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた年次別の人口統計によると、今後、死亡者数は年々増加し、令和 22 (2040) 年にピークとなり、その後は次第に減少するとされています。両施設の火葬件数についても同様の傾向と想定されます。

## 2 指定管理者制度

大星斎場は平成 25 年度から、依田窪斎場は平成 22 年度から指定管理者制度を導入しました。平成 30 年度からは、別々であった指定管理者を統一するとともに、指定管理期間を 3 年から 5 年に延長して、利用者本位の良質なサービスの提供と管理運営経費の節減を図っています。

## 3 施設のサービスなど

## (1) 大星斎場

耐震補強をはじめ、トイレのバリアフリー化などの改修工事を実施してきました

が、旧来の設計による建物配置・施工のため、火葬炉ホールと取骨室が同じ空間にあり、遺族の心情やプライバシーに配慮した配置となっていないなどの課題があります。

(2) 依田窪斎場

ユニバーサルデザインに配慮した待合室やトイレのバリアフリー化を進めてきましたが、多目的トイレの設置については、配置上の課題があります。

4 施設の老朽化

両施設とも老朽化や設備の劣化が進んでいることから、施設の延命化を図るため、「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、令和3年度には具体的な修繕や統一的な考えによる更新を進めるための「斎場」個別施設計画を策定しました。

また、火葬件数の増加といった課題にも対応するため、今後の施設のあり方（斎場ごとに改修や建て替えを行うか、斎場を統合するかなど）について検討を進める必要があります。

■火葬件数の推移

施設名	市町村名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大星斎場	上田市	1,483	1,453	1,531	1,457	1,469
	東御市	304	313	329	331	343
	青木村	76	62	74	56	67
	その他	73	71	77	72	75
	小計	1,936	1,899	2,011	1,916	1,954
依田窪斎場	上田市	351	367	323	327	327
	長和町	85	92	97	100	90
	その他	141	103	117	132	159
	小計	577	562	537	559	576
合計		2,513	2,461	2,548	2,475	2,530

今後の方針

1 良質なサービスの提供

斎場は、人生の終焉の場であることを踏まえ、葬送行為が厳粛に行われるよう、引き続き利用者本位の良質なサービスの提供に努めます。

2 計画的で効率的な施設運営

- ・施設の適切な維持管理と延命化を図るため、「斎場」個別施設計画に基づき、計画的で効率的な修繕を実施することにより、良好な施設環境の維持に努めます。
- ・適切な受益者負担の観点から、引き続き施設運営の財源確保にも配慮していきます。

3 施設のあり方の検討

老朽化が進む両施設は、今後の施設のあり方の検討に着手すべき時期を迎えていることから、今後の死亡者（火葬者）数の動向も踏まえながら、斎場設置の方針（基本構想）を策定し、施設整備に向けた取組を計画的に進めます。



## 施策

### 1 指定管理者制度の活用

指定管理者制度を有効に活用し、さらに成熟させることにより、利用者本位の良質なサービスの提供と管理運営経費の節減を両立していきます。

### 2 施設の維持管理と安全管理

- ・「斎場」個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的で効率的な修繕を実施することにより、良好な施設環境を維持し、満足度の向上に努めます。
- ・ダイオキシン類の測定調査を定期的を実施し、安全管理に努めます。

### 3 今後の施設のあり方

老朽化が進む両施設について、利用見込みや運営状況を踏まえて、斎場設置の方針（基本構想）を策定し、今後の施設整備を計画的に進めます。

# 17

## 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、事務事業の追加などによって変更の必要が生じた場合や、広域連合長が必要と認めた場合は、広域連合議会の議決を経て、随時改定します。

# 附属資料

上田地域広域連合広域計画策定委員会設置要綱

策定体制

上田地域広域連合広域計画策定委員会委員名簿

策定経過

## 上田地域広域連合広域計画策定委員会設置要綱

### 【設置】

**第1条** 上田地域広域連合規約（平成10年3月31日長野県指令9地第1289号）第5条に規定する広域計画の策定にあたり、上田地域広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 【任務】

**第2条** 委員会は、広域計画の策定に際し、必要な事項を調査し、審議を行う。

### 【組織等】

**第3条** 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、広域計画に掲げる事務事業項目に関連する分野の代表者その他上田地域広域連合長（以下「広域連合長」という。）が適当と認める者のうちから、広域連合長が委嘱する。

### 【任期】

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から広域計画策定の日までとする。

### 【委員長及び副委員長】

**第5条** 委員会に委員長のほか、副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 【会議】

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 【補則】

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

#### 附 則

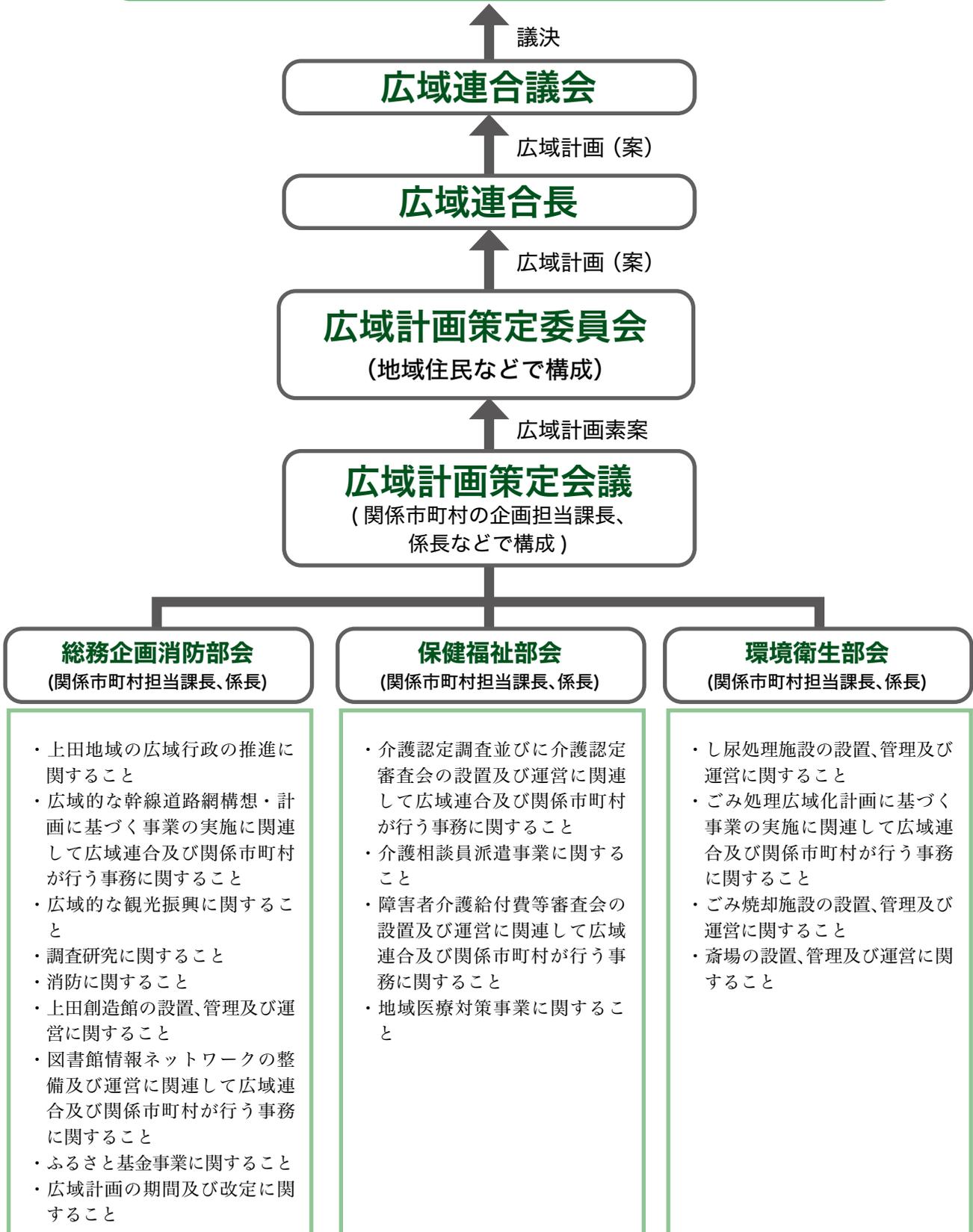
この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

## 策 定 体 制

### 上田地域広域連合広域計画（令和5年度～令和9年度）



## 上田地域広域連合広域計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	ふりがな	所属・役職等
委員長	倉 蔦 幸 雄	くらしま ゆきお	上田市上田地域協議会正副会長会会長
副委員長	阿 部 貴代枝	あべ きよえ	東御市立図書館ボランティアくまのこ
委 員	新 井 翔 大	あらい しょうだい	長野大学社会福祉学部
	上 條 昌 夫	かみじょう まさお	坂城町社会教育委員
	齋 藤 ゆき子	さいとう ゆきこ	上田地域広域連合広域行政モニター
	坂 本 秀 宣	さかもと ひでのぶ	信州上田医療センター事務部長
	佐 藤 永寿子	さとう えつこ	上小圏域障害者総合支援センター副所長
	中 村 千代子	なかむら ちよこ	長和町健康づくり推進委員会会長
	羽 田 義 久	はた よしひさ	長和町商工会会長
	早 川 一 夫	はやかわ かずお	信州とうみ観光協会事務局長
	深 澤 のり子	ふかさわ のりこ	青木村女性団体連絡会会長
	福 澤 賢 治	ふくざわ けんじ	上田市消防団団長
	増 田 榮 美	ますだ えみ	上田女子短期大学総合文化学科准教授
	森 まり子	もり まりこ	東御市地球温暖化対策地域推進協議会委員
	山 浦 明 江	やまうら あきえ	上田市ごみ減量アドバイザーリーダー
	横 関 隆 登	よこせき たかと	長野大学環境ツーリズム学部准教授

※所属・役職等は就任当時のもの

## 策 定 経 過

実施時期	委員会等	内 容	
令和3年	5月24日	広域連合議会全員協議会 広域計画の概要説明	
	6月30日	第1回広域計画策定会議 策定方針、体制、スケジュール等の協議	
	10月1日	第2回広域計画策定会議 取組状況の報告	
令和4年	1月	第3回広域計画策定会議 広域計画素案等の協議・決定（書面審議）	
	3月9日	第1回広域計画策定委員会 委員委嘱、広域計画の概要説明	
	4月19日	第2回広域計画策定委員会 広域計画素案の審議	
	5月20日	第3回広域計画策定委員会 広域計画素案の審議	
	5月24日	広域連合議会全員協議会 進捗状況、今後の日程等の報告	
	6月14日	第4回広域計画策定委員会 広域計画素案の審議	
	7月11日～8月9日	パブリックコメントの実施	
	8月24日	第5回広域計画策定委員会 広域計画（案）の決定	
	9月9日	正副広域連合会長 広域連合長へ広域計画（案）の答申	
	10月5日	正副広域連合会長 広域計画（案）の協議	
令和5年	10月27日	広域連合議会全員協議会 広域計画（案）の報告 広域連合規約の変更の説明	
	1月23日	長野県 広域連合規約の変更許可	
	2月22日	広域連合議会 広域計画の議決	



### 上田地域広域連合のシンボルマークについて

周りにある9個の丸は、上田地域広域連合を組織する市町村(設立時は9市町村)を示し、雨の少ない「晴天の輝き」を表現しています。中にある3つの三角形は、山をイメージして「豊かな自然環境」を表し、楕円形は、温泉などの観光資源を表しています。

---

---

## 上田地域広域連合広域計画

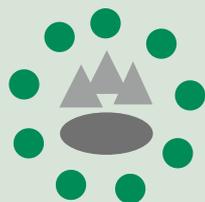
令和5(2023)年3月発行

編集・発行 上田地域広域連合  
〒386-0404 長野県上田市上丸子1612番地  
TEL:0268-43-8811(代表) FAX:0268-42-6740  
ホームページ:<http://www.area.ueda.nagano.jp>  
Eメール:[webmaster@area.ueda.nagano.jp](mailto:webmaster@area.ueda.nagano.jp)

印刷 中澤印刷株式会社

---

---



# 上田地域広域連合

上田市 東御市 青木村 長和町 坂城町